

絲價安定融資補償法案

第一條 生絲ノ價格カ一般經濟狀況ニ照シ異常ナル低落ヲ爲シ蠶絲業ノ基礎ヲ危クスル虞アル場合ニ於テ其ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ハ銀行ガ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シ主務大臣ノ定ムル條件ニ從ヒ生絲ヲ擔保トシ手形割引ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ之ニ因リ損失ヲ受クルトキ銀行ニ對シ其ノ損失ニ付補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ者ニ對シ銀行ガ前項ノ條件ニ從ヒ生絲ヲ擔保トシ手形割引ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

一 生絲ノ問題

二 主務大臣が絲價委員會ノ議ヲ經テ適當ト認ムル者

前ニ項ノ規定ニ依リ政府が損失補償ノ契約ヲ爲スニ付テハ

絲價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

絲價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 損失補償ノ契約ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ

日ヨリ五年トス

第三條 損失補償ノ契約ニ基キ政府ノ支拂フベキ損失補償金

ノ總額ハ三千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 第一條ノ損失ハ銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ニ

付債權ノ辨濟ヲ受ケ尚不足アルトキ其ノ不足分トス

前項ノ損失ニ付政府ノ補償スベキ額ハ損失補償ノ契約ニ定

ムル金額ノ制限其ノ他ノ條件ニ從ヒ絲價安定融資補償審查

會之ヲ決定ス

絲價安定融資補償審查會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

第五條 銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ヲ債權ノ辨濟ヲ受

クル爲處分セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ絲價委員會ノ議

ヲ經ルコトヲ要ス

第六條 政府ガ銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ五分利、

附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第七條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限

度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參

酌シテ主務大臣之ヲ定ム

第九條 損失ノ補償ヲ受ケタル銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ

債權ノ取立ヲ爲シ其ノ取立金ヲ政府ニ納付スベシ

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ問屋其ノ他生絲ノ製造
又ハ加工ヲ爲ス者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ヲシテ其ノ取
扱ニ係ル生絲ノ販賣代金中ヨリ前項ノ債權ノ取立ヲ爲サシ
ムルコトヲ得

第十條 損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ガ本法若
ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ損失補償ノ契約ニ違反シタ
ルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ損失ノ全部若ハ一部ニ付補償
ヲ爲サズ又ハ損失補償金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコ
トヲ得

第十一條 主務大臣本法施行ノ爲必要アリト認ムルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者及第一條
第二項各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ事業又ハ財産ニ關
スル報告ヲ爲サシメ其ノ事業又ハ財産ノ狀況ヲ檢査シ其ノ
他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ産業組合中央金庫ハ之ヲ銀行
ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

絲價安定融資補償法案理由書

蠶絲業ハ我國重要産業ニシテ輸出貿易上重大ナル關係ヲ
有スルモノナリト雖モ其ノ基礎未ダ堅實ナラズ絲價ノ異
常ナル變動ニ遭遇センカ危殆ニ瀕スルノ虞ナシトセザル
ヲ以テ絲價ノ安定ヲ圖ルハ極メテ緊要ノコトニ屬ス而シ
テ絲價ノ安定ハ畢竟蠶絲業ノ根本的改善ニ俟タザルベカ
ラスト雖モ其ノ成果ハ急速ニ之ヲ庶幾スルコトヲ得ズ仍
テ其ノ間絲價ノ異常ナル低落ヲ來シタル場合ニ於テ非常
應急ノ施設トシテ金融機關ノ製絲業者等ノ爲ニスル資金
ノ融通ニ對シ損失補償ヲ爲ス途ヲ講ジ置クノ要アリ是レ
本案ヲ提出スル所以ナリ

農 林 省
洋 務 課

線價安生 融資補償法 第一部

拓作の法則局に於て修正の通函を以て各省に
迄及送付す

一月二十日 農林省電報局並通信局長

右宛宛是并支助局長殿



目的
生糸向付
對シテ
條件

絲價安定融通損失補償法案

三、一、一九
法別府

第一條 生糸ノ價格ノ安定ヲ圖ル爲必要アルトキハ政府

ハ銀行ガ生糸ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ニ對シ主務大臣

ノ定ムル條件ニ從ヒ生糸ヲ擔保トシ手形割引又ハ手形

貸付ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲シタル場合ニ於テ之

ニ因リ損失ヲ受ケタルトキハ銀行ニ對シ其ノ損失ヲ補

償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ銀行ガ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ノ

一ニ該當スル者ニ對シ前項ノ條件ニ從ヒ生糸ヲ擔保ト

シ手形割引ノ方法ニ依リ資金ノ融通ヲ爲シタル場合ニ

之ヲ準用ス

一 生糸ノ問屋

二 主務大臣ガ絲價委員會ノ議ヲ經テ適當ト認メタル

Vertical columns of handwritten text, likely a ledger or notes related to the bill.

前二項ノ規定ニ依リ政府ガ損失補償ノ契約ヲ爲スニ付
テハ絲價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二條 損失補償ノ契約ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ五年トス

第三條 損失補償ノ契約ニ基キ政府ノ支拂フベキ損失補償金ノ總額ハ三千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ハ第一條ノ資金融通ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由ナク

第三條之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第五條 補償ヲ受クベキ損失ハ銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ニ付債權ノ辨濟ヲ受ケ尙不足アルハ其基ノ不足分トス

前項ノ損失ニ付政府ノ補償スベキ額ハ損失補償ノ契約ニ定ムル金額ノ限度其ノ他ノ條件ニ從ヒ絲價安定融通損失補償審査會之ヲ決定ス

絲價安定融通損失補償審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 銀行ガ擔保トシテ受取リタル生絲ヲ債權ノ辨濟ヲ受クル爲處分セザルトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲サズルトスルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第七條 政府ガ銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第八條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

原本不良

第九條 本法に依り交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價

ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム

第十條 損失ノ補償ヲ受ケタル銀行ハ命令ノ定ムル所ニ

依リ債權ノ取立ヲ爲シ其ノ取立金ヲ政府ニ納付スベシ

銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ問屋ヲシテ生絲ノ

製造又ハ加工ヲ爲ス者^{前項ノ債權ノ取立ヲ爲サシ}

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者

第十一條 損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ハ

本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ損失補償ノ契約

ニ違反シタルトキハ政府ハ契約ヲ解除シ若ハ之ヲ變更

シ又ハ損失ノ全部若ハ一部ニ付補償ヲ爲サズ又ハ損失

補償金ノ全部若ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 主務大臣本法施行ノ爲必要アリト認ムルトキ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者

及第一條第二項各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ其ノ事業

又ハ財産ニ關スル報告ヲ爲サシメ其ノ事業又ハ財産ノ

狀況ヲ検査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコト

ヲ得

第十三條 本法ノ適用ニ付テハ産業組合中央金庫ハ之ヲ

銀行ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

絲價安定融資補償法施行規則案

第一條 農林大臣ハ絲價委員會ノ議ヲ經テ絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ損失補償ノ契約ヲ爲スノ必要アリト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第二條 農林大臣前條ノ決定ヲ爲シタルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ損失補償ノ契約ニ付左ノ各號ノ事項ヲ定メ之ヲ告示ス

一 損失補償ノ條件

二 銀行ノ爲ス資金融通ノ條件

三 絲價安定融資補償法第一條第二項各號ノ一ニ該當スル者ノ爲ス資金融通ノ條件

四 絲價安定融資補償法第一條第二項第二號ニ該當スル者

四 絲野安室融資補償法第一條第二項第二號ニ該当スル者
蠲免ノ辦法

三 絲野安室融資補償法第一條第二項各號ノ一ニ該当スル者ノ積立資金
二 蠲免ノ積立資金蠲免ノ辦法

一 貸付補償ノ辦法
補償ノ受給ニ付テハ各號ノ規定ニ従フ

第二號 農林大臣前辦ノ規定ニ従フ
告示ス

第一號 農林大臣前辦ノ規定ニ従フ
告示ス

絲野安室融資補償法附則限案

農林大臣ハ絲價委員會ノ議ヲ經テ前項各號ノ事項ヲ變更スルコトアルヘ
シ此ノ場合ニ於テハ之ヲ告示ス

第三條 銀行損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲サムトスルトキハ第二條第一
項ノ告示アリタル後融通セムトスル資金ノ總額、補償ヲ受ケムトスル總
金額、資金融通ヲ取扱フベキ營業所ノ名稱及所在地ヲ具シ農林大臣ニ之
ヲ申請スベシ

農林大臣ハ申請ヲ爲シタル銀行ニ對シ其ノ業務又ハ財産ニ關スル書類ノ
提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣損失補償ノ契約ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第五條 損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲シタル銀行ハ資金ノ融通ノ申込ア
リタルトキハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

(4,4) (4) (4) (4)

農林大臣ハ五箇ノ理由ナクモ其ノ所屬ノ銀行ニ對シ其ノ業務又ハ財產ニ關スル報告ヲ爲サシメ、其ノ業務又ハ財產ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトアルベシ、

第七條 銀行擔保トシテ受取リタル生絲ノ處分ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ申請ヲ爲スベシ

- 一 處分セムトスル事由
- 二 處分セムトスル生絲ノ債務者別數量、品質及擔保價額並其ノ保管ノ場所
- 三 處分セムトスル時期、場所及方法
- 四 處分ニ要スル費用見込額

第八條 銀行損失ニ付補償ヲ受ケムトスルトキハ損失ノ金額ヲ具シ必要ナル

農林大臣ハ五箇ノ理由ナクモ其ノ所屬ノ銀行ニ對シ其ノ業務又ハ財產ニ關スル報告ヲ爲サシメ、其ノ業務又ハ財產ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトアルベシ、

第七條 銀行擔保トシテ受取リタル生絲ノ處分ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ申請ヲ爲スベシ

- 一 處分セムトスル事由
- 二 處分セムトスル生絲ノ債務者別數量、品質及擔保價額並其ノ保管ノ場所
- 三 處分セムトスル時期、場所及方法
- 四 處分ニ要スル費用見込額

第八條 銀行損失ニ付補償ヲ受ケムトスルトキハ損失ノ金額ヲ具シ必要ナル

(4、4) (四、四)

第八條 銀行が貸付金を受付たムイハ其ノ金種モ具ク必要ナ

四 銀行ニ要スル費用見込

三 銀行ナムイハ其ノ細則ノ制定

從價

二 銀行ナムイハ其ノ細則ノ制定

一 銀行ナムイハ其ノ事由

ムイハ其ノ事由ニ依リテ其ノ申請ヲ行フベシ

銀行が貸付金を受付たムイハ其ノ事由ニ依リテ其ノ申請ヲ行フベシ

要スル命令又ハ銀行ニ對シテ其ノ申請ヲ行フベシ

而シテ其ノ事由ニ依リテ其ノ申請ヲ行フベシ

第六條 農林大臣ハ其ノ事務ノ爲メ其ノ職務ニ依リテ其ノ申請ヲ行フベシ

ル證據ヲ添へ農林大臣ニ之ヲ請求スベシ

第九條 銀行ノ損失ニ付補償ヲ受ケタルトキハ債權ノ取立方法ニ付農林大

臣ノ認可ヲ受ケ之ニ依リ遲滞ナク取立ヲ爲スベシ

銀行前項ノ取立方法ヲ變更セムトスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

農林大臣ハ銀行ニ對シ取立方法ノ變更ヲ列ニ依ル強制取立ノ實行其ノ他

取立ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

第十條 債務者タル生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者前條ノ取立方法ノ決定ア

リタルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク其ノ生絲ノ販賣委託先又ハ直接ノ

販賣先ヲ農林大臣及銀行ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十一條 銀行絲價安定融資補償法第九條第二項ノ規定ニ依リ債權ノ取立

ヲ爲サムトスルトキハ生絲ノ問屋其ノ他債務者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲ス

(4. 續前)

農林大臣ノ認可ヲ受ケタル旨ヲ明ニシ債務者名、債權ノ
 金額及取立ツベキ金額ヲ通知スヘシ
 前項ノ者通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨債務者ニ報告シ通知アリタル後ニ
 於テ販賣スル生絲ノ代金中ヨリ取立ヲ爲スベシ
 第十二條 銀行前條ノ債權ノ取立ヲ爲サジムル場合ニ於テ債權ノ取立ヲ爲
 ス者ニ對シ手数料ヲ支拂フトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ額ヲ政府ニ
 納付スベキ取立金中ヨリ控除スルコトヲ得
 第十三條 銀行補償ヲ受ケサル損失アル場合ニ於テ債權ノ取立ヲ爲シタル
 トキハ補償ヲ受ケタル額ノ損失ノ額ニ對スル割合ニ應ジ取立額中ヨリ政
 府ニ納付スベキ額ヲ定ムルコトヲ得
 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ毎年五月末日、七月末日及十一月

農林大臣ノ認可ヲ受ケタル旨ヲ明ニシ債務者名、債權ノ
 金額及取立ツベキ金額ヲ通知スヘシ
 前項ノ者通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨債務者ニ報告シ通知アリタル後ニ
 於テ販賣スル生絲ノ代金中ヨリ取立ヲ爲スベシ
 第十二條 銀行前條ノ債權ノ取立ヲ爲サジムル場合ニ於テ債權ノ取立ヲ爲
 ス者ニ對シ手数料ヲ支拂フトキハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ額ヲ政府ニ
 納付スベキ取立金中ヨリ控除スルコトヲ得
 第十三條 銀行補償ヲ受ケサル損失アル場合ニ於テ債權ノ取立ヲ爲シタル
 トキハ補償ヲ受ケタル額ノ損失ノ額ニ對スル割合ニ應ジ取立額中ヨリ政
 府ニ納付スベキ額ヲ定ムルコトヲ得
 第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ毎年五月末日、七月末日及十一月

(4,3) 補償額

秘

絲價安定融資補償法施行規則案

第一條 農林大臣絲價安定融資補償法第一條ノ規定ニ依リ損失補償ノ契約ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ左ノ事項ヲ定メ之ヲ告示ス

一 損失補償ノ條件

二 銀行(産業組合中央金庫ヲ含ム以下同ジ)ノ爲ス資金

融通ノ條件

三 絲價安定融資補償法第一條第二項各號ノ一ニ該當スル者ノ爲ス資金融通ノ條件

四 其ノ他必要ナル事項

農林大臣前項各號ノ事項ヲ變更スルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ之ヲ告示ス

第二條 銀行損失ノ補償ヲ受クルノ契約ヲ爲サントスルトキ

ハ并發ノ損害ハ法律所定ノ日ニ過リ十一月日以後ニ付テハシテ之ニ付スルニ
本國ハ新設安部郵資補償法施行ノ日ヨリ之ニ付スルニ
其ノ他必要ナル事項
農林大臣前項各號ノ事項ヲ變更スルトキハ絲價委員會ノ議ヲ經テ之ヲ告示ス

ハ申請書ニ融通セントスル資金ノ總額、補償ヲ受ケントスル總金額、資金ノ融通ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及所在地ヲ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

農林大臣ハ前項ノ申請ヲ爲シタル銀行ニ對シ其ノ業務又ハ財産ニ關スル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 農林大臣損失補償ノ契約ヲ爲シタルトキハ契約ヲ爲シタル銀行ノ資金ノ融通ヲ爲スベキ營業所ノ名稱及所在地ヲ告示ス

第四條 銀行絲價安定融資補償法第五條第一項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

- 一 處分セントスル事由
- 二 處分セントスル生絲ノ數量、品質及保管ノ場所
- 三 處分ノ時期、場所及方法

第五條 銀行損失ノ補償ヲ受ケントスルトキハ請求書ニ損失ニ關スル計算書及必要ナル證據書類ヲ添へ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第六條 銀行損失ノ補償ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク債權ノ取立及取立金ノ納付ノ方法ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ
銀行前項ノ取立又ハ納付ノ方法ヲ變更セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

農林大臣ハ銀行ニ對シ取立又ハ納付ノ方法ノ變更ヲ命ジ其ノ他取立又ハ納付ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトアルベシ

第七條 銀行絲價安定融資補償法第九條第二項ノ規定ニ依リ債權ノ取立ヲ爲サントスルトキハ生絲ノ問屋其ノ他債務者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲ス者ニ債務者ノ氏名又ハ名稱、債權ノ金額、取立ヲ爲サシメントスル金額、其ノ他取立ニ關シ

必要ナル事項ヲ通知スベシ

第八條 銀行絲價安定融資補償法第九條ノ規定ニ依リ債權ノ取立ヲ為ス場合ニ於テ農林大臣ノ認可ヲ受ケ手数料其ノ他取立ニ必要ナル費用ヲ支拂ヒタルトキハ取立金ヨリ之ヲ控除シタル殘額ヲ政府ニ納付スベシ

附 則

本令ハ絲價安定融資補償法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

農林大臣ハ前項ノ申請ヲ爲シタル銀行ヲシテ損失補償ノ契約ヲ爲スニ付必要ト認ムル参考書類ヲ提出セシムルコトアルベシ

大 藏 省

此の法律は、銀行の信用を維持し、銀行の業務を健全に営むこと、及び銀行の業務の透明性を確保することを目的とする。

大蔵省

八、銀行の信用を維持し、銀行の業務を健全に営むこと、及び銀行の業務の透明性を確保することを目的とする。銀行の信用を維持し、銀行の業務を健全に営むこと、及び銀行の業務の透明性を確保することを目的とする。

附則

本法の施行期日は、政府の告示で定める。

（以下省略）

附則第一 銀行の信用を維持し、銀行の業務を健全に営むこと、及び銀行の業務の透明性を確保することを目的とする。

第二 銀行の信用を維持し、銀行の業務を健全に営むこと、及び銀行の業務の透明性を確保することを目的とする。

第六條 銀行損失ノ補償ヲ受ケタルトキハ直ニ債權ノ取立ヲ爲スベシ但

銀行前項ノ規定ニ依リ債權ノ取立ヲ爲ストキハ生絲ノ製造又ハ加工ヲ爲ス者ノ事業ヲ繼續スル能ハストル場合ニ於テハ債權ノ全部又ハ一部ニ付直ニ取立ヲ行ハザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ直ニ取立ヲ爲サザル債權ノ額ニ付テハ補償安定融資補償法第九條第二項ノ規定ニ依リ取立ヲ爲スベシ

前二項ノ債權ノ取立ニ付テハ銀行ハ其ノ取立方法ニ付農林大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ取立方法ヲ變更セントスル場合亦同シ

（以下省略）

大蔵省

(後編第1.3)

Handwritten notes in the right margin of the right page.

受入トシ其ノ取立式並ニ議定シテスル聯合取用シ
諸工部ノ諸部ノ取立ニ付テハ總計ハ其ノ取立式並ニ付農林大臣ノ諸部
諸部並ニ議定シテ二部ノ取立ニ付テハ取立マズ
農林大臣ノ取立ニ付テハ取立マズ
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

第六條ノ二 農林大臣ハ銀行ニ對シ債權ノ取立方法ノ變更ヲ命シ其ノ他
之ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
取立

(4,4) (後編第1.3)

第六條ノ二ニ應テ大田ハ銀行ニ積込ノ金額ノ半額ヲ政府ニ納付スベキ額ヲ定ムルコトヲ得

第八條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ銀行補償ヲ受ケザル損失アル場合ニ於テハ補償ヲ受ケタル額ト之ヲ受ケザル額トノ割合ニ應シ取立額中ヨリ政府ニ納付スベキ額ヲ定ムルコトヲ得

此ノ但書ニ依リテ政府ニ納付スベキ額ノ算定ハ銀行補償ノ額ト損失ノ額トノ割合ニ依リテ算定スルコトヲ得

ムロイマ...

受マヤム...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

絲價安定融資補償法制定ノ趣旨

一、本邦蚕絲業ハ逐年異常ノ発達ヲ遂ケ國家的重要な産業タルノミナラス生絲ハ輸出貿易品ノ大宗トシテ國際貸借ノ均衡ヲ維持シ國家財政ノ根柢ヲ為セルハ縷言ヲ要セサル所ナルト共ニ將來益々之レヲ維持シ発達セシムルノ要アルコト亦自明ノコトニ属ス然ルニ襏テ斯業ノ内容ヲ檢シ其ノ將來ヲ慮ルニ其ノ經營上技術上幾多ノ欠陥ヲ藏シ之レカ事業ノ基礎堅實ヲ缺キ動モスレハ應急救済ヲ必要トスルカ如キ事態ヲ惹起スルコト少カラス又海外ノ事情人造絹絲ノ発達等ニ鑑ミルニ本邦生絲ノ販路ヲ拡張シ輸出入増加ヲ圖ル為ニハ極力良品ヲ廉價ニ生産スルノ方途ヲ講スルノ外ナレ我カ蚕絲業ヲ現状

ノ終ニ推移セシメムカ収支相償ハスレテ其ノ衰退
ヲ招来スルコトナキヲ保シ難ク輸出貿易ノ将来ヨリ稽
フルモ之レ亦一日ヲ緩ウスルヲ許サス運ニ斯業ノ根本
的改善ヲ圖ル要アリ政府カ業ニ議會ノ協賛ヲ經テ昭和
二年度ヨリ農林省内ニ蚕絲委員會ヲ設置シ之レカ方策
ヲ調査セシメワアルモ亦此ノ必要ニ應セムカ為ニ外
ナラス然レトモ其ノ改善タルヤ斯業ノ内容關係ノ複雑
ナラニ伴ヒ方策ノ樹立自体ニ於テ相當ノ時日ヲ要スヘ
キノミナラス後令其ノ方策ノ樹立ヲ得タリトスルモ之
レカ實行效果ヲ擧クルニハ夏ニ籍スニ長年月ヲ以テセ
サルヘカラス然ルニ其ノ間ニ於テ絲價ノ異常ナル低落
ニ遭遇セムカ之レカ防備ノ制度具ラサルニ於テハ富業
者ニ自衛ノ實力ヲ缺クカ為ニ斯業ハ改善ノ中道ニ於テ
挫折シ其ノ根蒂ヲ覆サルルノ虞アリトセス故ニ政府ニ

於テ此ノ間ノ暫定的絲價安定ノ施設ヲ講スルハ第一ニ
斯業ノ根本改善ヲ成就セシムル上ニ於テ必要ノコトナ
リトス

而シテ又絲價ノ安定ハ斯業ノ根本改善ノ實現ニ依リテ
其ノ效果ヲ完ウシ得ヘク即チ此ノ兩者ハ相互相關ノ関
係ヲ有スルモノナルカ然シ乍ラ又根本的改善カ實現シ
得タリトスルモ生絲生産者ノミナラス消費者ニ對シテ
モ同時ニ事業ノ安定ヲ得セシメ生絲取引ノ円滑ヲ期シ
以テ斯業殊久ノ發展ヲ圖ル為ニハ又絲價ノ安定ヲ恒久
的ニ必要トスヘシ然レトモ此ノ場合ニ於テハ既ニ富業
者ニ於テ必要ニ應シ自衛自匡スルノ實力ヲ得ヘキヲ以
テ政府ノ施設ハ最早ヤ其ノ必要ヲ見サレヘク即チ絲價
ノ安定ハ富業者ヲシテ自衛ノ實力ヲ得セシムル為メ其
ノ間ノ暫定的必要トシテモ施設スヘキ所アリトス

是レ本法ヲ必要トスル所以ナリ

二、絲價安定ノ必要ナルコト前記ノ如シ而シテ之レカ方策
ニ付テ考フレニ先ツ過去ニ於テ大正三年及大正九年即
世界大戦乱ノ開始及終結ノ際絲價ノ大暴落ノ場合ニ於
ケル施設ヲ見ルニ西國大帝國蚕絲株式會社ナル當業者
ノ臨時的自衛機關ヲ設立シ政府ヨリ資金（大正三年ニ
ハ五百萬圓限度、大正九年ニハ五千萬圓限度外ニ三萬萬
圓ノ政府補償）ノ融通ヲ受ケ市場濶貨ノ買収ヲ爲シ大
正三年ニハ一萬二千餘圓、大正九年ニハ七萬二千餘圓）
其ノ目的ヲ達セル例アリ然レトモ又大正十五年及昭和
二年ニ於テハ當業者ノ設立シタル帝國蚕絲倉庫株式會
社又ハ帝國蚕絲株式會社カ日本銀行及橫濱正金銀行ノ
援助ノ下ニ市場過剩ノ生絲ノ担保トスル資金融通ノ方

法ヲ以テ 效果ヲ收メタル例アリ（大正十五年ニ
ハ一萬九千餘圓、昭和二年ニハ一萬五千餘圓ヲ收容セリ）
而シテ將來ニ於ケル本邦製絲業及海外消費國ノ狀態ニ
鑑ミルニ國際通商取引ノ上ニ於テハ供給國ノ利害ト共
ニ消費國ノ利害ヲモ考慮スルノ必要益々大ナルモノアリ
リテ仮令供給國ノ産業維持ノ爲メニ必要トスル所ニ若
消費國ニ對シ不利ヲ與ヘ又ハ其ノ懸念ヲ懷カシムルニ
於テハ到底其ノ成果ヲ得難キ事情ニ在リ一九二二年以
來英國ノ執リタル護謨ノ價格維持ノ方法カ其ノ主要消
費國タル米國ノ護謨製品製造業者ノ利害ト一致セザリ
シ為米國ノ報復對抗スル所トナリ遂ニ數年ナラスレテ
英國カ其ノ施設ヲ改ムルノ余儀ナキニ至レル事例ノ如
キ又一九二六年米國議會ノ國際商業調查委員會カ米國
輸入外國品ノ價格調査ニ関シ本邦生絲ニ對シ警戒的報

昔ヲ議會ニ提出シ世ノ注意ヲ喚起セル事例ノ如キハ此ノ間ノ消息ヲ如實ニ物語ルモノナリ而シテ本邦ニ於ケル生絲價格ノ安定維持ハ單ニ本邦養絲業殊ニ製絲業及生絲取引等ノ為メニ必要ナルノミナラス海外ノ生絲需要者ニ對シテモ亦必要トスル所ニシテ從フテ本邦ニ於ケル生絲價ノ安定自體ニ付テハ海外消費國ニ於テモ毫モ異論ナク却テ冀望セル所ナリ然レトモ其ノ方法ニ付テハ將來ハ大正三年大正九年ノ際ニ於ケルカ如キ例ニ依ルカ如キハ當時ニ於テスラ本邦力從ニ生絲價ノ昂上ケラ策スルヤノ疑懼ヲ懷ケルモノナキニ非ザリシニ鑑ミ今後ハ努メテ避クルヲ適當トスヘキ事情ニ在リ加之對以的ノ事情殊ニ生絲取引ノ上ヨリ見ルモ如何ニ非常ノ際ノ一時的處置ナリトスルモ出來得ル限りハ平常ノ取引状態ヲ紛更セサル方法ヲ執ルヲ適當トスル所ニシテ此

レ等ノ莫ヨリ見レハ結局將來ニ於テハ (一) 生絲價安定ノ為メノ特別ノ機關ヲ設ケ (二) 生絲ノ買收賣却ヲ為シ (三) 政府直接ニ之レニ関與スルコトノ如キハ努メテ之レヲ避ケ (一) 生絲取引ノ平常ノ機關ヲ利用シ (二) 生絲ニ對シ平時ニ於ケル方法ニ依リ只非常時ニ必要ナル特別潤澤ノ金融ヲ付ケ (三) 而カモ業者ノ自治的施設ヲ本體タラシメ政府ハ間接ニ之レカ援助ヲ為ス程度ニ止ムルコト即チ過去ノ事例ニ付テ云ハ大正十五年及昭和二年ニ於ケル生絲天同保管ノ方法ニ準スルヲ適當トス而シテ斯ノ如キ方法ニ依ルトスルモ元來生絲價安定ノ必要ハ其ノ時期ヲ豫見スルコトヲ得サルノミナラス一旦其ノ必要ヲ生スルヤ機宜ヲ失ヒス迅速ニ處置スルヲ要シ而カモ其ノ實行ニ當リテハ法律豫算等ノ形式ニ於テ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スルコト多ク議會開會中ニ於

テハ可ナリトスルモ然ラサルニ於テハ時期ヲ経過シ拾
收ヲ難クスルコトナキヲ保シ難キハ過去ノ経験ニ徴ス
ルモ明ニシテ之レカ為ニハ少クトモ一定期間ハ常備ノ
制度トシテ具フルノ要アリナリ
本法ニ於ケル絲價安定施設ハ前記ノ諸矣ニ鑑ミ其ノ趣
旨ニ副ハムトスルモノナリ

三、本法ニ依ル絲價安定施設ノ目標トスル所前項記載ノ如
クナルカ要スルニ

(一) 絲價カ一般經濟界ノ状況ニ照シ異常不自然ナル低峯
ヲ為シ基ノ底ニ救置セハ蚕絲業ノ基礎ヲ危クスル虞
アル非常時ニ於テ高平常ニ於ケル如ク銀行ヲシテ生
絲ヲ担保トシ其ノ生産者ニ對シ直接ニ又ハ間接其ノ
他平時ニ於テ製絲家ニ金融ヲ為スモノヲ經由シテ特

別ノ潤澤低利ノ資金ヲ融通セシメ以テ一ハ生絲生産
者ノ投資ヲ未然ニ防止シ一ハ滯貨ヲ取引市場ヨリ隔
離シ數量的調節ニ依リ絲價ノ維持ヲ圖ルニ在リ

(二) 而シテ非常時ニ於テ銀行ヲシテ任意ノ金融ヲ為サシ
ムルニ於テハ担保價格ヲ低下シ金利ヲ高ムル等金融
ヲ警戒緊縮スヘク然ルトキハ差シ当リ市場滯貨收拾
ノ目的ヲ達セサルヲ以テ担保價格、金利等銀行ノ資金
融通條件ハ政府之レヲ決定シ之レニ依ラシムルコト
トシ其ノ代リ此ノ銀行ノ危険ニ對シテハ政府ハ三千
万円ヲ限度トシテ損失補償ヲ為スコトヲ約シ以テ銀
行ヲシテ後顧ノ憂ナカラシムトス

(三) 同時ニ此ノ施設ハ法律施行ノ時ヨリ一應五ヶ年ノ間
一得來高必要ヲ生スルニ於テハ更ニ五ヶ年、結局最初
ヨリ十ヶ年間ニ延長スヘシ一常備ノ制度トシテ存続

セシメ此ノ間ニ於テ蚕絲業ノ根本改善ヲシテ大體其ノ緒ニ就カシメ又當業者自衛ノ實力ヲモ養ハレムトスルモノニシテ此ノ期間ニ於ケル所謂暫定の常備ノ施設ヲラシムルモノナリ

(四)

市場帛貨ノ保管調節ニ必要ナル数量ハ十五万担ヲ限度トス右ハ過去ニ於テ絲價変動ノ最モ甚シカリシ大正九年ノ際ニハ約七万二千担ノ買収保管ニ依リ目的ヲ達シタル例ニ徴スルモ將來ニ於ケル生絲ノ生産殊ニ市場入荷數量カ往時ニ比シ倍加スヘキ見込ヨリ推定シテ此ノ數量ヲ限度トセハ萬々支障ナキモノト認メタルモノニシテ更ニ此ノ數量調節ノ趣旨ヲ徹底スル為本法ニ於テハ銀行ノ担保生絲ノ處分ニ付政府ノ認可ヲ受ケシムルモノナリ尚銀行ノ損失ニ對シ政府ノ補償シ得ヘキ金額ニ付テモ過去ノ事例ニ徴シ大

(五)

体一欄三百円ヲ限度トセムトス補償金額ヲ三千万円限度トセルハ此ノ計算ニ基クモノナリ
生絲生産者カ銀行ニ對シ資金ノ返済ヲ為シ得ル場合ニ於テ銀行カ其ノ占有スル担保生絲ヲ處分シテ返済ニ充ツルモ高不足アル場合ニハ政府ハ銀行ノ其ノ損失ニ對シ補償金ノ交付ヲ為スコトトシ銀行ノ有スル生絲生産者ニ對スル債權ノ取立ニ付テハ其ノ方法カ急且ツ苛酷ナルニ於テハ債務者カ破産ニ瀕シ事業ノ経営ヲ困難ニ陥ルコトナシトセヌ斯クテハ施設本來ノ趣旨ニ及スルヲ以テ譲メ取立方法ニ付政府ノ承認ヲ受ケシメ以テ取立ヲ穩当ナル程度方法ニ止メシメ之ト同時ニ其ノ決定セル方法ニ依ル取立ハ銀行ヲシテ確實ニ励行センメ而シテ取立テタル銀行ノ回收金ハ政府ノ交付シタル補償金ノ限度ニ於テハ之レヲ

政府ニ納入セシメ銀行ノニ重利得ヲ防クト共ニ國家ノ負担ヲ大ナラシメサラムトス

(六) 銀行ノ債権取立ニ付テハ本法ニ於テハ更ニ問屋其ノ他生絲生産者ヨリ生絲ノ販賣ノ委託ヲ受クル者ヲシテ銀行ノ為ニ協力セシメ得ルモノトス即チ銀行ハ此レ等ノ者ヲシテ其ノ委託販賣セル生絲ノ代金中ヨリ債権全額ヲ徴取セシムルコトヲ得ルモノトセルカ此ノ方法ハ既ニ過去ニ於テ屢々實行シタル例アリ一ハ債務者トシテハ最モ苦痛少キ債務弁済ノ方法ナルノミナラス債権者トシテモ確實便宜ノ資金回収方法タルナリ

(七) 本法ノ方法ハ終局スル所國民ノ負担ニ至大ノ關係アルヲ以テ之レガ運用ニ付テハ慎重厳正ナルヲ要スルニ依リ政府ノ補償契約ノ締結ニ付テハ絲價委員會ヲ

又其ノ契約ノ履行銀行ノ債権取立ニ付テハ補償審査會ヲ設置シ必ス其ノ議ヲ經ルヲ要スルモノトス
(八) 最後ニ政府力銀行ニ對シテ損失ノ補償ヲ契約シ銀行ヲシテ所要ノ資金融通ヲ為サンメ而シテ之レカ實行ニ付テ絲價委員會補償審査會ヲ設ケテ其ノ議ヲ經ルコトヲ要スルコト等本法ノ方法ハ大体ニ於テ昭和ニ年財界安定ノ為ニ制定セラレタル「日本銀行特別融通及損失補償法」ノ方法ニ倣ヒタルモノナリ

四更ニ本法ニ付キ注意スヘキハ本法ノ施設ニ依リ如何ナル場合ニ於テモ絲價ノ安定ヲ為シ得ルニハ非ス換言スレハ絲價安定ニハ此ノ法律ノ運用ノミヲ以テ足リ他ノ如何ナル方法モ必要ナシトスルニハ非ス
第一ニハ絲價ノ低落ハ其ノ原因極メテ複雑多岐ニシテ

内外物價ノ変動為替關係生絲消費ノ著シキ減退等ニ因
ル場合アリ又阜ニ蚕絲金融ノ投塞ノ為製絲家カ製品ノ
投賣ヲ余儀ナクセラレ他ニ格別ナル經濟上必要ノ原因
ナクシテ不自然ニ低落スル場合アリ本法ニ於テハ此ノ
後者即チ蚕絲金融ノ著シキ逼迫ニ原因スル絲價低落ノ
場合ノミノ安定ヲ期スルモノニシテ是レ本法第一條ニ
於テ「絲價カ一般經濟界ノ状況ニ照シ異常ナル低落ヲ
為シ蚕絲業ノ基礎ヲ危クスル虞アル場合ト明記限定
セル所ナリ蓋シ物價關係為替關係等ニ因ル所謂一般經
濟状況ニ照シ自然ナル低落ハ生絲ノミノ立場ヨリハ
之レヲ如何トモ為シ難ク此ノ場合ニハ物價政策為替政
策等一般の經濟政策ニ因リテ安定ヲ圖ルヲ必要且ソ適
當トスルモノニシテ又一面蚕絲金融ノ特殊ノ逼迫投塞
ニ因ル低落ハ事實幾多ノ缺陷ヲ有シ其ノ根本改善ヲ必

要トセル蚕絲業ノ現状ニ於テハ屢々惹起セラレ易キノ
ミナラス從テ又此ノ場合ノ安定ハ斯業ノ根本的改善ノ
實現ノ為ニ最モ多ク其ノ必要ヲ生スヘケレハナリ
次ニ絲價安定ノ為政府カ如何ナル方法ヲ講スルニセヨ
當業者ニシテ自助的施設ヲ講スルコトナカラムカ遂ニ
他ク目的ヲ達成シ難キハ勿論ノコトニシテ絲價安定ハ
本來職トシテ當業者ノ自衛自匡ニ俟チ其ノ及ハサル所
ヲ政府之レヲ助成スルニ止ムヘキモノナリ故ニ本法カ
金融逼迫ニ原因スル絲價ノ異常ナル低落ノ場合ニ

金融ヲ援

助シ市場在荷ヲ調節シテ以テ絲價ノ安定ヲ圖ラムトス
ルモ例ハ當業者カ無關心ニシテ事業ノ經營ニ慎重ヲ缺
キ製品ヲ濫造シ無節制ニ出荷スルカ如キコトアラムカ
到底其ノ目的ヲ達シ難キ所ナリ是レ此ノ莫ヨリスルモ

本法ノ運用ニ当リテハ当業者ノ協調的自制ノ施設ヲ
伴ハシムル要アルナリ

五、最後ニ本法ノ施設ノ具ノ效果ヲ完ウスルカ為ニハ當業
者ノ自制自衛ノ施設ヲ伴フノ必要ナルコト前述ノ如シ
而シテ此ノ當業者ノ自衛施設ニ付テ見ルニ過去数次ノ
非常時ノ経験ニ依リ當業者ハ漸次自匡ノ必要ヲ自覺シ
現ニ大正八年ノ絲價変動ノ際ニハ生絲関係業者ヲ組
合員トスル帝國蚕絲組合ナル公益社團法人ノ設立シ蚕
絲業界ニ於ケル非常時ニ際シ擁護救済ヲ圖ル目的ヲ以
テ輸出生絲一捆ニ付三十錢ノ備荒貯蓄ヲ始メ大正十五
年共ノ金額ヲ一日ニ増額シ現在約二百六十万圓ノ貯蓄
ヲ有シ大正十五年及昭和二年ニ於ケル絲價低落ノ際ニ
ハ殆ト之レヲ以テ市場滞貨ノ共同保管ニ依ル自匡ノ施

設ヲ講シ難局ヲ脱シタルカ將來更ニ其ノ積立ヲ充實シ
テ非常時自救ノ實カヲ増シ政府ノ本法ニ依ル暫定的
施設廢止ノ場合ニ於テモ完全ニ独力ヲ以テ難局ニ處ス
ルノ目的ヲ以テ本年一月一日ヨリ新ニ輸出生絲千斤ニ
付二十五圓宛ノ特別出資ヲ開始シ得來三千万圓ニ達ス
ル迄継続積立ヲ期シツツアリ而シテ現在全國製絲家ノ
凡割余ヲ組合員トシ輸出生絲数量ノ大部分ニ付積立ヲ
ラレルヲ以テ新規ノ特別出資及從來既定ノ積立金トヲ
合スレハ今後十年間ニ於テ優ニ二千八百万圓ニ上ルハ
ク即チ本法ニ於ケル政府ノ補償金ノ最高限度金額ニ
近キ金額ヲ得ヘキ状態ニ在リ又生絲生産ノ調節ニ付テ
モ数次實行ノ經驗ニ依リ最近昭和二年ニ於ケル生産制
限ノ如キハ極メテ組織的ニ統制セラレ其ノ實行ノ確實
ヲ得タル矣ハ他ノ糖業紡績業等ノ其レニ比シ模範トス

ルニ足ルモノアリ將來絲價非常時ニ於ケル業者自匠
施設ノ實行ハ蓋シ期待ニ背カサルモノト認メラル
本法ヲ制定スル所以亦此ノ事實的條件ノ具ハルヘキヲ
期スルニ依ルモノナリ

五ノ七

絲價安定融資補償法案說明書

農林省蠶絲局

目次

- 一、 本案絲價安定策ノ要旨
- 二、 本案絲價安定策實行ノ時期
- 三、 銀行ノ絲價安定特別融通
- 四、 政府ノ損失補償
- 五、 本法施行期間中ニ於ケル補償金総額
- 六、 本法ニ依リ損失補償契約ヲ締結シ得ル期間
- 七、 擔保生絲ノ處分
- 八、 債權ノ取立
- 九、 絲價委員会及絲價安定融資補償審査會
- 十、 本法施行ニ必要ナル調査

一、 本案絲價安定策ノ要旨

本邦蚕絲業ハ其ノ生産及輸出数量ニ於テ逐年顕著ナル進
辰ヲ遂ゲ本邦重要産業トシテ益々其ノ重キヲ加ヘツ、ア
リト雖モ詳ニ其ノ内容ヲ顧ミルニ其凌ニ幾多ノ欠陥ヲ藏
レ方今内外ニ於ケル事情ノ変遷推移ニ鑑ミル所業ガ将来
克ク今日ノ地位ヲ維持シ且ツ一級ノ發辰ヲ期スルガ為ニ
ハ速ニ其ノ全般ニ互リテ根本的ナル改善充實ヲ全フスル
コトニ急務タルノ秋ニ際会セルモノナリ政府ニ
於テハ當業者ヲシテ深ク此ノ矣ヲ省ミ自發的ニ適當ナル
施設ヲ講ゼシムルト共ニ之ト相俟テ慎重ナル調査攻究
ニ基キ着々適切ナル対策ヲ講ジ以テ斯業ノ健全ナル發達
ヲ圖ルニ努カシフ、アリ然リト雖モ其ノ業タルヤ固ヨリ
到底急速ニ之ガ實現ヲ底致スルコト能ハズ假スニ相当ノ年子ヲ

以テセザルベカラズ、而シテ其ノ業ノ達成セラル、迄ハ特ニ慎重ナル考慮ヲ拂ヒテ其ノ間ニ於テ斯業ノ衰退ヲ来スノ虞アルガ如キ事態ノ発生ヲ防止スルニ努ムルハ極メテ緊要ナリト云ハザルベカラズ

然ルニ製絲業ノ疲弊今ヤ甚シキモノアリ往々ニシテ製絲業者ノ金融難ノ為ニ製品ノ賣急ヲ馴致シ為ニ絲價ハ他ニ格別ナル經濟上必然ノ原因ナクシテ不自然ナル低落ヲ重ホ之ヲ放置スルトキハ当業者ニ於テ独力以テ能ク之ガ対応ノ策ヲ講ズルノ力無ク遂ニハ改善充實ノ業成ルニ至ラズシテ製絲業存立ノ基礎ヲ危殆ナラシメ延テ養蚕業ノ衰退ヲ招来スルニ非サルヤヲ危惧セシムルモノアリ

茲ニ於テカ本邦重要産業ノ維持發達上斯業ノ根本的ナル改善充實ノ實現ニ努力スルト共ニ其ノ業ノ達成スルニ至ラズシテ衰頽スルコト無カラシムル為ニ絲價ノ異常ナル低

落ヲ防止スベキ適當ナル施設ヲ講ズルノ要緊切ナルヲ見ル次第ナリ

本案ハ前述ノ趣旨ニ基キ製絲業者ガ資力薄弱ナル為メニ其ノ製品ヲ統々トシテ輸出港ニ出荷シテ之ヲ市場ニ賣急ガ為ニ他ニ經濟上必然ノ原因無クシテ絲價ハ異常ナル低落ヲ示シ製絲業ノ根柢ニ致命的ナル破綻ヲ生ゼシムル虞アル場合ニ於テ其ノ賣急ヲ緩和シテ供給數量ノ調節ヲ行ヒ以テ絲價ノ安定ヲ得セシムル為ニ銀行ヲシテ製絲業者ニ對シ潤沢且滑ナル金融ヲ行ハシメ銀行ガ之ニ因リテ損失ヲ受ケタルトキ政府ハ之ヲ補償スルノ契約ヲ為シ得ル途ヲ講シ置カントスルモノナリ

而シテ本案ガ一時的ノ應急施設ナルコト前述ノ如ク當業者ニ於テモ充分ニ其ノ性質ヲ察知シ斯業ノ改善ニ付努力スルト共ニ将来本案ニ代リ自ラ適當ナル防衛ノ施設ヲ講

ズルノ方針ヲ樹テ其ノ資金ヲ得ル為本年一月ヨリ輸出生
絲千斤ニ付最低ニ十五日ノ割合ヲ以テ特別積立ヲ開始シ
元利合計三千万円ニ達スル迄之ヲ継続スルコト、ナレリ
右ノ積立率ニ依ルモ十年後ニ於テハ帝國蚕絲組合ノ從來
ノ積立金（一相当一月十銭）ヲ合スルトキハ約二千七百
万円ニ達スベキヲ以テ之ヲ資金トシテ相当效果アル自主
自衛策ヲ講ズルコトヲ得ベシ

二、本策絲價安定策實行ノ時期

(一) 大要（参照法案第一條第一項）

本法策絲價安定策ヲ實行スル時期ハ生絲ノ價格ガ内外
ニ於ケル物價ノ趨勢、為替相場其ノ他一般ノ經濟状況ニ
照シテ考フルニ其度ニ何等格別ニ經濟上必然ナル原因
無キニ拘ラズ製絲業ニ特有ナル事情例ハバ製絲業者ノ

ノ資力薄弱金融梗塞ニ因ル製品ノ賣急等ニ基キテ不自
然ニ低落ヲ重ネテ遂ニ生産原價以下トナリ製絲業ノ存
立ヲ危殆ナラシムル虞アル程度ニ低落シタル場合ナリ
トス

(二) 絲價低落ノ原因

一般經濟上ノ原因例ハバ一般物價ノ低落又ハ為替相場
ノ変動等ニ基キテ生ズル價格ノ低落ハ單リ生絲ノミニ
付テ生ズルモノニアラズ他ノ商品ニ付テモ生ズル
免ルベカラザル現象ニシテカ、ル場合ニ於テハ一般的
ナル物價対策又ハ為替対策ニ依リ其ノ原因ヲ排除スル
ニ非レバ其ノ安定ヲ期スルコト困難ニシテ絲價ノミニ
付其ノ低落防止策ヲ講ズルモ到底其ノ效果ヲ擧グルコ
トヲ得ザルノミナラズカ、ル共通的原因ニ基キテ他ノ
商品ト等シク生ジタル價格低落ニ付生絲ノミニ付政府

ニ於テ之ガ安定ヲ講ズルハ其ノ当ヲ得ザルヲ以テセル
場合ニ於テハ本法ノ発動ヲ為サズ、其ノ発動ハ製絲業ニ
特有ナル原因ノタメニ絲價ノミガ一般経済状況ニ照シ
不自然ナル低落ヲ示ス場合ニ限ルモノトス

(三) 絲價低落ノ程度

而シテ絲價低落ノ場合ナリト雖モ單ニ生産費ヲ割ル程
度ナルニ於テハカ、ル事象ハ現在ノ経済界ニ於テハ諸
多ノ商品ニ付往々ニシテ之ヲ見ルモノナレバ其ノ都度
政府ニ於テ之ガ対応策ヲ講ズベキニアラズ本法案ノ発
動ハ絲價ノ低落甚シキモノアリテ製絲業ノ存続ヲ著シ
ク困難ナラシメ其ノ終ニ推移スルトキハ遂ニ新業ヲシ
衰頹セシムルノ虞アル程度ニ達シタル場合ニ限定セラ
ルベキモノトス

(四) 本法発動ノ期間

本案絲價安定策ヲ講ズル期間ハ固ヨリ豫メ之ヲ想定ス
ルコト難ク要スルニ発動以來絲價ノ趨勢其ノ他经济状
况ノ推移ニ鑑ミ大体絲價ノ安定ヲ得タリト認めラル、
時マデ其ノ実行ヲ継続スルモノトス

(五) 本法発動時期ノ決定(参照法案第一條第三項)

而シテ具体的ナル本案発動時期ノ決定ニ付テハ必ず勅
令ヲ以テ設置セラル、絲價委員会ニ於テ当時ノ絲價ノ
状況製絲業ノ経営状態其ノ他一般ノ经济事情等ヲ調
査シテ当該時期ガ果シテ右ノ趣旨ニ從ヒ本案ノ発動ヲ
必要トスル時期ナリヤヲ慎重ニ審議セシメタル上農林
大臣之ヲ決定スルモノトス、之ガ終結ニ付テモ亦同シ

三 銀行ノ絲價安定特別融通

(一) 大專 (参照 法策第一條第二項及第三項)

銀行ヲシテ政府カ損失補償ヲ為ス契約ノ下ニ製絲業者
生絲ノ問屋及農林大臣カ絲價委員會ノ議ヲ經テ適當ト
認ムル者ニ對シ製絲業者ヲシテ絲價安定ノ為製品ノ賣
控ヲ為シ市場ヘノ供給數量ノ調節ヲ為スコトヲ得シム
ル為生絲ヲ担保トシテ濶汎田滑ナル金融ヲ為サシムル
モノトス

(二) 銀行 (参照 法策第十三條)

銀行ハ予メ之ヲ特定セズシテ之ヲ希望スル一般銀行中
適當ナルモノヲシテ之ニ當ラシムルモノトシ金融通
ニ関シテハ其ノ田滑ヲ因ル為之等銀行ヲシテ其ノ間ニ
於テ連絡統制ノ方法ヲ講ゼシムルモノトス
尚産業組合中央金庫ハ組合製絲ニ對スル金融上特ニ必

セニ

要ナリト認メ本法案ニ於テハ之ヲ銀行ト看做シテ特別
融通ノ事ニ當ラシムトス

(三) 金融ノ相手方

金融ノ相手方ハ製絲業者一産業組合製絲ヲ含ム以下同
ジニ並製絲業者ニ対シテ資金ノ融通ヲ為ス生絲ノ問屋
及農林大臣ガ絲價委員会ノ議ヲ經テ適当ト認ムル者ニ
限リ製絲業者以外ノ者ニ対スル金融ハ其ノ者ガ製絲業
者ニ融通スベキ資金ノ融通ニ限ルモノトス蓋シカ、ル
者ニ対スル金融ヲ認メタルハ蚕絲金融ノ現状ニ鑑ミ製
絲業者ニ潤沃ナル金融ヲ与フルニハカ、ル者ヲ仲介ト
シテ利用スルヲ必要且ツ便宜ナルガ故ナリ
生絲ノ問屋ノ外ニ農林大臣ガ絲價委員会ノ議ヲ經テ適
当ト認ムル者ヲ加ヘタルハ問屋以外ニ帝國蚕絲株式會
社等ノ如ク製絲業者ニ対シ資金ノ融通ヲ為スモノアル

ヲ以テ非常時ニ際シ問屋ト同様ニ之ヲ利用スルノ必
要アルベシト認メタルガ為ニシテ其ノ決定ニ付テハ絲
價委員会ニ於テ調査審議セシムルモノトス

而シテ製絲業者問屋等ガ銀行ノ特別ナル金融ヲ利用ス
ルニ付法律ニ於テハ別ニ之ガ統制ノ方法ヲ設ケザルモ
絲價安定ノ效果ヲ徹底セシムル為ニハ時ノ事情ニ應ジ
特別融通ヲ利用レテ速ニ一定数量ノ組織的ナル供給制
限ヲ為スノ要アルヲ以テ之ガ為ニハ當業者ヲシテ適當
ナル組織ヲ作ラシメテ統制ヲ図ラシムルモノトス

(四) 融通ノ條件

銀行ノ金融ハ製絲業者ヲシテ其ノ製品ノ販賣ヲ手控エ
以テ絲價ヲ安定セシメ得ル程度ニ潤沃有利ナラザルベ
カラズ之ガ為ニハ銀行ノ通常業務トシテハ到底為シ得
ザルベキ有利ナル條件ヲ以テ金融セシムルヲ要スル次

第ニシテ一之政府ニ於テ損失補償ヲ為スノ要アル所以ナルカ一其ノ條件ハ法律ニ定ムルモノノ外、絲價委員會ニ於テ諸般ノ具體的事情ニ照シテ調査審議シタル結果ニ基キ農林大臣之ヲ定ムルモノトス、其ノ主ナルモノ左ノ如シ

ハ) 融通金額（生絲ノ担保價格）

銀行ヲシテ生絲ノ一定數量ヲ担保トシテ幾何ノ金額ヲ融通セシムベキカハ本案絲價安定策ノ根本ヲ為ス最モ重要ナル問題ニシテ要スルニ數絲業者ガ其ノ融通ニ依リ賣控ヲ為シ得ル程度ノ金額ナラサルベカラズ、而シテ通常銀行ノ定ムル生絲ノ担保價格ハ其ノ時價ノ七割乃至八割ノ範圍ナレバ絲價低落ノ際ニ於テハ固ヨリカ、ル程度ノ金融ニ依リテ製絲業者ノ賣急ヲ緩和スルニ足ラス、此ノ場合絲價委員會ニ於テハ先

ツ當時ノ狀態ニ於テ蚕絲業ノ基礎ノ危殆ニ陥ルヲ防止スル為ニハ絲價ヲ如何ナル程度ニ維持スルノ要アルヤヲ調査審議シ其ノ結果ニ基キ其ノ必要ナル維持價格ヲ以テ生絲ノ担保價格ト為シ銀行ヲシテ右ノ担保價格ニ依リ金融セシムルモノトス、從テ其ノ融通金額ハ担保生絲ノ時價ノ滿掛又ハ夫レ以上ニ達スルコトアルベシ

四) 利率

利率ハ成ルベク低落ナルモノトシテ之ニ関シテハ最高利率ヲ限定シ出未得ベクシバ其ノ當時ニ於ケル最低利率ニ依ラシムトス

ハ) 貸付期間

貸付ハ本案絲價安定策ノ実行ヲ必要トスル期間中之ヲ繼續セシムルヲ要シ銀行ガ其ノ都合ニ依リ其ノ期

間内ニ資金回收ヲ為ストモハ安定ヲ阻害スルヲ以テ
貸付期間ハ政府ガ安定策実行ノ終結ヲ公告スル迄ト
為サレモ其ノ間銀行ハ資金ノ回收ヲ為シ得サルモノ
トス

担保

担保ハ一定ノ品質量目ヲ有スル輸出生絲ニシテ政
府ノ指定スル倉庫ニ保管セラレ、モノニ依リ實際上
ハ其ノ倉庫証券ヲ使用セシムルモノトス
而シテ其ノ品質量目ニ付テハ関係者ヲシテ適當ナル
機関ヲ組織セシメ之ヲシテ審査鑑定セシムルモノト
ス、尚銀行ハ右担保ガ債務者ノ責ニ帰スベキ事由ニ
因リテ減價又ハ滅失シタル場合ノ外如何ナル場合ニ
於テモ右担保ノ外ニ増担保又ハ代担保ヲ徴スルコト
ヲ得サルモノトス

手形ノ割引

資金ノ融通ハ手形割引ノ方法ニ依リ其ノ手形ハ製絲
業者ノ振出シタルモノニ依リ間屋其ノ他製絲業者以
外ノ者が融通ヲ受ケムトスル場合ハ製絲業者ノ振出
シタル手形ニ裏書ヲ為スコトヲ要スルモノトス、
之實際上金融ハ手形ニ依リテ便利且ツ確實トスルノ
ミナラス間屋其ノ他中間者ノ手ヲ經テ製絲業者ニ対
スル金融ノ潤沃ヲ図ル場合ニ於テハ手形ヲ製絲業者
ノ振出シタルモノニ限定スルコトニ依リテ確實ニ其
ノ資金ノ流通経路ヲ明ニシテ所期ノ目的ニ適合セシ
ムルコトヲ得レバナリ

債権取立ニ関スル特約

政府銀行ニ対シテ損失ノ補償ヲ為スト雖モ銀行ノ債
権ハ之ガ為ニ消滅セザルコト別項記載ノ如クニシテ

其ノ取立ヲ勵行セシムベキコト固ヨリ当然ナルヲ以テ銀行ヲシテ其ノ貸付ニ際シ相手方ト取立ヲ確實ニ実行スルニ付必要ナル特約ヲ為サシムルモノトス而シテ之ガ為ニハ債務者ガ其ノ生産スル生絲ノ販賣ヲ委託スル者ヲシテ其ノ販賣代金中ヨリ取立ヲ為サシムルヲ確實ナリト認め之ニ異議ナキ旨ノ特約ヲ為サシムルモノトス

(五) 当該時期ニ於ケル銀行ノ融通資金総額各銀行ヲシテ融通セシムルコトヲ要スル資金ノ総額ハ其ノ当時ニ於テ製絲業者ガ賣控ヲ為シテ市場へノ供給ヲ制限スルコトヲ要スベキ生絲ノ数量ニ應ジテ其ノ保管ヲ為スニ足ル金額(即ケ前記担保價格ニ其ノ制限必要数量ヲ乗ジタル程度ノ金額)ナラザルベカラズ然ル処銀行ノ融通総額ハ政府ノ定ムル損失補償金総額ニ依リ

自ラ定マルベク而シテ当該發動時期ニ於ケル損失補償金ノ總額ハ別項記載ノ如ク製價委員會ニ於テ当時ノ具體的事情ニ照シテ調査審議シタル供給制限必要見込数量ニ基キテ決定セラレ且ツ必要アルトセハ之ガ追加ヲモ為スベキヲ以テ銀行ノ融通金総額モ自ラ適當ナルヲ得ベキモノトス

(六) 融通ノ円滑敏捷銀行資金融通ノ請求ヲ受ケタルトセハ担保タル倉庫証券及手形ニ付政府ノ定ムル條件ニ適合スルヤ否ヲ審査スルノ外別ニ相手方ノ資産信用等ニ付審査スルコトナク敏捷ニ貸付ヲ為スモノトシ正當ノ事由ヲクレテ其ノ請求ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

(七) 政府ノ監督政府ハ常ニ銀行ノ融通状況ヲ調査監督スルト共ニ銀行

ヲシテ定期ニ其ノ融通シタル相手方金額及担保トシテ
徴シタル生絲ノ数量等ヲ報告セシムルモノトス

四 政府ノ損失補償

(一) 大 要 (参照法案第一條)

上記ノ如ク銀行ヲシテ其ノ通常業務トシテハ到底行ヒ
得ザル程度ニ損失ノ危険頗ル大ナル特別ノ資金融通ヲ
潤澤円滑ニ行ハシメムトスルモノナルヲ以テ政府ハ銀
行ガ之ニ因リテ損失ヲ受クルトキ其ノ損失ニ付補償ス
ルノ契約ヲ為スモノトス
其ノ契約ヲ為スニ當リテハ別項記載ノ如ク之ヲ為スヘ
キヤ否ヤニ付テハ勿論其ノ総金額、補償條件及相手方
タル銀行等ニ付必ズ絲價委員會ノ議ヲ經ルモノトス

(二) 當該時期ニ於ケル損失補償金総額

當該時期ニ於テ銀行ト契約スベキ損失補償金ノ総額ハ
絲價安定ノ為實際市場ヘノ供給ヲ制限スルコトヲ要ス
ベキ生絲ノ見込数量ニ基キ製絲業者ガ右数量ノ生絲ノ

賣控エ保管ヲ為シ得ル為ニ融通スルノ要アル資金総額
ヲ推定シ而シテ銀行ヲシテ右金額ノ資金ヲ円滑ニ融通
セシムルコトヲ得ベキ程度ニ之ヲ決定スルモノトシ
別項「担保生絲單位數量當補償限度」参照ノ事情ノ変
動ニ應ジ必要アリト認ムルトキハ其ノ追加増額ヲ為ス
モノトス
右ノ総金額ハ之ヲ公告スルモノトス追加増額シタルト
キ亦同ジ

(三) 補償契約ノ相手方タル銀行

而シテ損失補償契約ハ銀行ノ申請ニ基キ其ノ資産信用
状態及従来ニ於ケル蚕絲金融ノ實績等ヲ調査シテ適當
ト認ムル銀行ヲ選定シ右補償金総額ノ範圍内ニ於テ之
ヲ適當ニ按分シ各銀行ト個々ニ之ヲ締結スルモノトス
右契約ヲ為シタル各銀行ヲシテ資金ノ融通其ノ他之ニ

關聯スル業務ニ付其ノ間ニ適當ナル連絡統制ノ方法ヲ
講ゼシムルモノトス

(四) 補償契約ノ條件

損失補償契約ノ主タル條件左ノ如シ

(イ) 當該銀行ニ對スル損失補償金総額

政府前記ノ如ク其ノ決定公告シタル當該時期ニ於
ケル各銀行ニ對スル補償金総額ノ範圍内ニ於テ當
該銀行ニ對スル補償額ヲ割當決定シテ契約ニ之ヲ
明示スルモノトス

(ロ) 担保生絲一定單位數量當補償限度

政府ガ損失補償ヲ為スハ前記ノ如ク銀行ヲシテ行
ハシムル金融ガ業務上當然為シ得ベキ通常ノ融通
ヨリモ銀行トシテ特ニ損失ノ危険大ナルガ故ニ外
ナラス換言スレバ銀行ガ通常業務ノ範圍ヲ超エ特

ニ危険ヲ負担シテ潤澤ニ融通ヲ為ス（例ヘバ生絲担保貸付ハ通常其ノ時價ノセ、ハ掛ナルニ拘ラズ満掛ノ融通ヲ為スガ如キ）ニ付テハ其ノ通常以上ノ融通ヨリ生ズベキ損失ハ業務上當然負担シ得ベキ危険ニアラザルヲ以テ其ノ超過的部分ニ付何等カノ保證ヲ受クルニ非レバ之ヲ敢テスルコト難ク銀行トシテハ此ノ超過部分ニ對シ損失補償ヲ受クルノ要アル次第ナリ從ツテ政府ノ損失補償ハ右ノ程度ニ於テ之ヲ行フコトヲ要シ且ツ其ノ程度ヲ以テ足ルモノニシテ之ヲ超ユルトキハ銀行ノ通常業務トシテ當然負担シツ、アル危険ヲモ保證スルノ結果トナリ其ノ必要ナキノミナラズ却テ當ヲ失スルモノト云ハザルベカラズ

右ノ趣旨ニ依リ各銀行トノ補償契約ニ於テハ當該

銀行ニ對シ補償スベキ総金額ノ外ニ前記ノ超過融通部分ニ對シ補償スル意味ヲ以テ担保生絲ノ單位數量（一捆又ハ千斤ノ何レカニ定ムルコトトナルベシ）當ノ補償限度ヲ定ムルモノトス

(ハ) 當該資金融通が農林大臣ノ定ムル條件ニ從ヘルモノナルコト

(ニ) 政府が本案絲價安定策實行ノ開始ヲ公告シタル時ヨリ其ノ終結ヲ公告スル時マデノ期間内ニ於テ行ハレタル資金ノ融通ニ限ルコト

(ホ) 資金融通ノ請求ヲ受ケタルトキ正當ノ事由無クシテ之ヲ拒マザルコト及債權ノ取立ヲ誠實ニ勵行シ其ノ取立金ヲ政府ニ納付スベキコト等其ノ他本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ヲ遵守スベキコト

(五) 銀行ノ損失 (参照法案第四條第二項)

銀行ノ損失トハ債務者が債務不履行ノ場合ニ於テ別項記載ノ如ク其ノ担保生絲ヲ處分シテ債權ノ弁済ニ充當シ尚不足分アリタルトキ其ノ不足分ヲ以テ損失ト為スモトス

カクノ如ク右不足分ヲ以テ直チニ損失ト為シ之ニ付補償スルノ制度ト為シタルハ銀行ヲシテ担保物處分後ノ不足分ニ對シ債務者ノ資力ノ許ス所マテ取立ヲ為サシメ尚不足スル部分ヲ以テ損失トシテ補償スルトキハ製絲業者ハ本案ノ如キ施設ヲ必要トスル程度ニ資力薄弱ナルヲ以テ其ノ取立ノ為事業ノ繼續ヲ著シク困難ナラシメテ本絲價安定策ノ趣旨ヲ没却スルニ至ルノ虞アルノミナラス實際上其ノ手續ハ頗ル煩雜トナリテ損失ノ決定遷延シ銀行ハ營業上不安ヲ感ズルコト多ク為ニ其

ノ金融ノ潤澤円滑ヲ期シ得ザルニ至ルノ虞アルガ故ニシテ債權ノ取立ハ後述ノ如ク之ヲ補償後ニ於テ勵行セシムルコトトセリ

(六) 補償金交付額ノ決定 (参照法案第四條第二項)

補償額ノ具體的決定ハ銀行ヨリ債務者別資金融通類、担保生絲ノ處分数量、方法及價格等損失算定ノ証據書類ヲ提出シテ補償ノ請求ヲ為サシメ之ニ基キ絲價安定融資損失補償審査會ニ於テ銀行ノ損失額ヲ査定シタル上其ノ損失額ニ付補償契約ニ定ムル當該銀行ニ對スル補償金總額及担保生絲單位數量當補償限度ノ範圍内ニ於テ其ノ他ノ條件ニ從ヒ政府ノ交付スベキ補償金額ヲ決定スルモノトス

從フテ銀行ハ必ズシモ右損失額(即チ弁済不足分)ノ全部ニ付補償ヲ受テ得ルモノニアラスシテ場合ニ依リ

テ政府ハ其ノ一部ニ付補償ヲ為スニ止リ他ノ部分ハ銀行ノ負担ニ歸スルコトアルベシ

(七) 補償金ノ交付 (参照法案第六條及第八條)

補償審査會ニ於テ補償金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ直ニ大藏大臣ノ時價ヲ参酌シテ定ムル交付價格ニ依リ右補償金額ニ相當スル五分利附國債證券ヲ交付スルモノトス

(八) 豫算トノ關係

豫算上ノ關係ハ國債發行自体ニ付テハ計上ノ要ナキハ勿論ナルモ補償金ノ交付アリタル後ニ於テ其ノ交付シタル國債ノ利息ハ之ヲ當該利拂年度ノ豫算ニ計上スルノ要アルモノトス

五、 本法施行期間中ニ於ケル補償金總額

(一) 大要 (参照法案第三條)

本法施行期間五ヶ年ヲ通ジ政府ガ補償契約ニ基キテ交付シ得ベキ補償金ノ總額ハ通計三十万円トス之ヲ起スルコトヲ得サルモノトス

(二) 三十万円ハ現實ニ交付シ得ベキ總金額

右三十万円ハ五ヶ年ヲ通ジテ現實ニ交付シ得ベキ補償金ノ總計ニシテ最初ニ本線價安定策実行ノ必要ヲ生ジテ銀行ト總額二十万円ノ損失補償契約ヲ為シ其ノ結果現實ニ一千万円ノ補償金ヲ交付シタル場合ニ於テ更ニ必要ヲ生ジタルトキハ其ノ殘額二十万円ノ範圍ニ於テ補償契約ヲ締結スルコトヲ得ベク其ノ際現實ノ補償金交付額ガ五百万円ニ止リタリトセバ次ニ更ニ殘額タル一千五百万円ノ範圍ニ於テ補償ヲ為シ得ルモノトス

(三) 二十万円の根拠

右三十万円の損失見込一相当二百円ノ十五万相当トシ
決定シタルモノトス

蓋シ本法施行期間ヲ通ズル補償金ノ総額ハ其ノ期間タ
ル五ヶ年ノ間ニ於テ本案ノ発動ヲ必要トスルガ如キ事
態ノ發生スルハ何回程度ナルヤ然シテ其ノ場合ニ於テ
絲價安定ノ為製絲業者ガ販賣ヲ手控エテ供給ノ制限ヲ
ヲ為スコトヲ要スル生絲ノ数量ハ幾何ニシテ之ガ為ニ
ハ如何ナル程度ノ金融ヲ与フルノ要アリヤ及之ニ因リ
生ズル損失ハ如何ニ推定スベキヤニ依リテ決定スベキ
モノナリ然ルニ之等ハ将来ニ於ケル一般經濟事情及製
絲經營狀態ノ推移如何ニ依リ自ラ変動スベク豫メ之ヲ
通確ニ想定スルコトハ固ヨリ至難ノ問題ナルガ過去ノ
事例ニ徴スルモ將來五ヶ年同ニ於テ本案ノ発動ヲ必要

トスルガ如キ場合ノ生ズルハ大体一回ノ程度ト見テ差
支ナカルヘク而シテ其ノ場合潤沢ナル金融ヲ与ヘテ市
場ヘノ供給ヲ制限スルコトヲ要スル生絲ノ数量ハ本案
ノ如キ常備的施設ナカリシ過去ノ絲價安定施設中最モ
規模ノ大ナリシ大正九年ノ絲價放済ノ際ニ於テモ当時
一ヶ年入荷数量三十九万一千捆ニ対シ其ノ一割ハ分約
七万三千捆ノ買収ニ依リ其ノ目的ヲ達シタル事實ニ鑑
ミルニ本施設ヲ常備シテ放速ニ之ヲ運用スルトキハ將
来ノ出荷数量ヲ大体一ヶ年百方相当ト見テ其ノ一割五分
十五万相当ヲ以テ処理スベキ最高必要量ト推定スルヲ相
当トスベシ而シテ銀行ノ受フルコトアルベキ損失額ハ
当時ノ具體的事情ノ如何ニ依リ著シキ変化ヲ生ズベク
就中推定ノ困難ナル問題ナリト雖モ吾等絲價金融ノ現状ニ
照シテ大体最高一相当二百円ト見込ムヲ要スベシ

而シテ實際ニ於テハ貸付ヲ為シタル生絲ノ全部ニ付損
失ヲ生スルガ如キコトナカルベシト雖モ銀行ヲシテ躊
躇スルコト無ク円滑ニ特別ナル資金融通ヲ為サシムル
ト為ニハ全部ニ付損失アルモ之ヲ補償シ得ルノ制度ト
為スハ適當トスルノミナラズ補償金額ノ如何ハ市場ノ
人氣ニ影響スル所大ナルベキヲ以テ旁々補償金総額ハ
二百円ノ十五万圓分即チ三千万円ト為シタルモノナリ

六 本法ニ依リ損失補償契約ヲ締結シ得ル期間

(一) 大 要 (参照法案第二條)

本法ニ依リ政府ガ銀行ニ対シ損失補償ノ契約ヲ為スコ
トヲ得ルハ本法施行ノ日ヨリ五ヶ年ノ期間内ニ限ルモ
ノトス

(二) 五ヶ年ノ意義

右五ヶ年ハ損失補償契約ヲ締結シ得ル期間ニシテ其ノ
契約ノ下ニ行ハル、銀行ノ特別ナル資金ノ融通及其ノ
契約ニ基キテ生ズル損失補償金ノ交付等ヲモ五ヶ年以
内ニ限ルモノニアラズ之等ハ場合ニ依リ五ヶ年以内ニ
締結セラレタル契約ニ基キテ五ヶ年以後ニ互リ行ハル
、コトアルベキモノトス

(三) 五ヶ年ノ根據

抑モ本案ハ蚕絲業ノ根本的ナル改善充實並ニ当業者ノ

自助的施設ノ充實ノ全クセラル、迄ノ間ニ於テ一朝ノ
絲價低落ノ打撃ノ為ニ蚕絲業ノ基礎ノ危殆ニ陥ルコト
ヲ防止スル為ノ一時的施設ナルコト前述ノ如クニシテ
斯業ノ根本的改善充實タルヤ急速ニ之ヲ實現スル
コト能ハズ諸般ノ具體的事情ニ鑑ミルニ之ガ達成ニハ
數クトモ約十年ノ年子ヲ要スルモノト見ルラ相当トス
ベレ

從フテ本案ノ如キ施設ハ之ヲ右十ヶ年間存置スルノ要
アリト認ムルモ財政計畫トノ關係モアリ又一面將來ニ
於ケル經濟事情ノ変動等ヲモ考慮シ十年ハ稍々長期ニ
失スルノ嫌アルヲ以テ差シ當リ一應五ヶ年ト定メタル
次第ニシテ五ヶ年後ニ於ケル事情ニ應ジ更ニ五ヶ年ノ
延長ヲ為スノ要アルベキコトヲ予想スルモノナリ

七 擔保生絲ノ處分

(一) 大 要

銀行ハ豫メ特約ヲナシ資金融通ノ相手方タル製絲業者 問
屋等ニ於テ債務ヲ履行セザルトキハ法律上ノ手續ニ依
ラズシテ担保生絲ヲ適宜處分シテ其ノ代金ヲ以テ(處分
經費ヲ控除シ)債務ノ弁済ニ充當スルモノトス

(二) 處分ニ関スル農林大臣ノ認可(參照法案第五條)

銀行右ノ特約ニ基キ担保生絲ヲ處分セムトスルトキハ
農林大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノトシ農林大
臣其ノ認可ヲ決スルニ付テハ必ず絲價委員會ノ議ヲ經
ルコトヲ要スルモノトス

(三) 右認可ヲ必要トスル理由

右ノ如ク本案銀行が特約ニ依リ自由ニ處分シ得ベキモ
ノニ對シ特ニ農林大臣ノ認可ヲ要スルモノトシタルハ

元来本業絲價安定策ハ潤沃ナル金融ヲ興フルコトニ依
リ製絲業者ラシテ市場ヘノ供給数量ノ調節ヲ為サレム
ルヲ以テ骨子トシ之ガ為ニハ特別融通ヲ利用スル者業
者ラシテ適當ナル統制ノ体系ヲ作ラシメテ組織的ニ調
節ヲ実行セシムルコト別項記載ノ如ク然ルニ今担保生
絲ノ處分ヲ銀行ノ自由ニ放任スルトキハ右数量調節ノ
方針計畫ト何等ノ連絡ナク担保生絲ガ市場ニ於テ處分
セラル、コトトナリ絲價ノ安定ヲ阻害スルニ至ルノ虞
アレバナリ
而シテ農林大臣ハ銀行ノ認可申請ニ対シテハ絲價委員
会ラシテ市場ノ趨勢ニ鑑ミ絲價ノ安定ヲ害セザルベキ
適當ナル處分ノ時期数量及方法等ニ付テ慎重ニ調査審
議セシメタル上之ガ認否ヲ決定スルコトトシ其ノ適切
ヲ期スルモノトス

四) 認可ニ伴フ延滞利子
右ノ如ク担保生絲ノ處分ハ農林大臣ノ認可ヲ要スル関
係ヨリ其ノ處分延引シ延滞利子ノ増加ヲ来タスコトト
ナルモ右ハ勿論之ヲ銀行ノ損失中ニ加フルモノトス

八 債權ノ取立

(一) 大 要 (参照 法案第九條第一項)

銀行政府ヨリ損失ヲ補償ヲ受ケタルトキハ滯滞ナク右
債權ノ取立方法ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ得テ之ガ取立
ヲ勵行シ其ノ取立金ヲ政府ニ納付スルモノトス

(二) 債權取立ノ意義

政府ノ損失補償ハ本邦重要産業タル蚕絲業ノ衰退ヲ防
止スル為國民一般ノ負担ニ於テ一時之ヲ行フモノニシ
テ之ニ因リ債務者ラシテ全然其ノ債務ノ負担ヲ免レシ

ムルモノニ非ルコト固ヨリ当然ナリ即チ政府ノ損失補償金ハ補償契約ニ基キ銀行ニ対シテ一方的ニ交付セラレ、モノニシテ代位的ノ弁済ニアラス從フテ銀行ハ依然トシテ其ノ債權ヲ保有シ而シテ銀行ハ補償契約ノ條件ニ從ヒ之ガ取立ヲ勵行シテ其ノ取立金ハ之ヲ政府ニ納付スルノ義務ヲ有スルモノナリ

(三)

生絲販賣受託者ノ代理取立(參照 陸業第九條第二項)而シテ其ノ取立ハ嚴重ニ之ヲ行ヒ其ノ確實ヲ期スベキヲ以テ銀行ハ製絲業者ノ爲ニ生絲ノ販賣ヲ爲スモノラシテ其ノ販賣代金中ヨリ債權ノ取立ヲ為サシムルコトヲ得ルモノトシ販賣ノ受託者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトス

之右ノ方法ヲ以テ最モ確實ナリト認めタルカ爲ニシテ

此ノ莫ニ付テ銀行ハ資金ノ融通ニ際シテ予メ相手方ト特約ヲ爲スモノトス

(四)

右ノ方法ニ依リ債權取立ヲ為ス場合ニハ銀行ハ販賣ノ受託者ニ對シ一定ノ手数料ヲ交付シ之ニ相当スル金額ヲ政府ニ納付スベキ取立金中ヨリ控除シ得ルモノトス取立方法ニ関スル農林大臣ノ認可

銀行債權ノ取立ヲ爲スニ付テハ其ノ方法ヲ定メテ農林大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要シ農林大臣右ノ申請ヲ受ケタルトキハ之ヲ生絲價安定融資補償基金會ノ議ニ付スルコトヲ要スルモノトス

蓋シ抑モ本案ノ如キ施設ヲ必要トスルハ主トシテ製絲業者ノ實力薄弱ニシテ基礎確實ナラザルニ因由スルモノナルヲ以テ右ノ取立ヲ一時ニ嚴重ニ行フトキハ之ガ爲ニ其ノ事業ノ經營ヲ著シク困難ナラシメ政府ニ於テ

特ニ損失補償ヲ為シタル趣旨ヲ設却スルガ如キ結果ニ
陥ルノ虞アルヲ以テ取立ノ程度方法ハ斯業ノ經營状態
ニ鑑ミ其ノ存續ヲ著シク困難ナラシメザル範圍ニ於テ
適當ニ之ヲ定ムルノ要アルガ為ニシテ担保生絲處分ニ
依ル并濟不足額ヲ以テ直チニ銀行ノ損失額ト為シタル
理由モ亦茲ニ存スル次第ナリ

(五) 銀行ノ負担セル損失トノ關係

而シテ銀行政府ヨリ補償ヲ受ケザル損失アルトキハ取
立金中政府ニ納付スベキ額トノ關係ニ付予メ其ノ割合
ヲ協定スルモノトス

(六) 取立困難ナル場合ノ手續

銀行ハ農林大臣ノ認可ヲ得タル方法ニ依リ懈怠ナク取
立ヲ勵行スベキコト勿論ナリト雖モ其ノ取立ニ因リ相
手方ノ事業ノ継続ヲ著シク阻害スルノ虞アリテ其ノ實

行困難ナル事由ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク意見書ヲ添
附シテ之ヲ農林大臣ニ報告シ其ノ指揮ヲ受クルモノト
ス

九 絲價委員會及絲價安定融資補償審査會

(一) 大 要

本法運用ノ適正ヲ期スル為本法ノ施行ニ必要ナル事項
ノ調査審議機關トシテ勅令ニ基キ絲價委員會及絲價安
定融資補償審査會ヲ設置スルモノトス

(二) 絲價委員會 (參照 法案第一條第三項及第四項並第五條第二項)

絲價委員會ハ本法ノ施行ト共ニ常設セラレ、モノニシ
テ常時絲價ノ狀況ニ関スル調査審議ヲ為スト共ニ絲價
低落ノ際ニハ本法ノ運用ヲ為スベキヤ及幾何ノ金額迄
損失補償契約ヲ為スベキヤ等本法運用上最モ重要ナル

事項ヲ調査審議スル機関ニシテ委員ニハ財政金融貿易各方面ニ於ケル知識練達ノ士ヲ網羅シテ權威アルモノヲラシムベク其ノ主ナル審議事項左ノ如ク政府ハ当該事項ニ関シ本委員会ノ調査審議ヲ經ズシテ決定運用ヲ為スヲ得ザルモノトス

(イ) 本法業絲價安定策実行ノ時期

(ロ) 当該時期ニ於テ政府ノ契約スベキ損失補償金総額

(ハ) 損失補償契約ノ條件

(ニ) 銀行ノ資金融通ノ條件

(ホ) 本法業一條第ニ項第ニ號ニ該当スル者(農林大臣カ絲價委員会ノ議ヲ經テ適當ト認ムル者)ノ認定

(ヘ) 担保タルベキ生絲ヲ寄託スベキ倉庫

(ト) 担保生絲處分ノ時期、数量及方法

(三) 絲價安定融資補償審査会(参照法案第四條第三項及第三項)

絲價安定融資補償審査会ハ政府カ損失補償金ノ交付ヲ為スノ必要ヲ見ルニ至リタルトキ設置セラル、モノニシテ其ノ主ナル審議事項左ノ如ク其ノ審議決定ハ最モ嚴正妥當ナルヲ要シ性質上本案発動ニ関スル事項ヲ審議スル絲價委員会ヲシテ審議セシムルヨリ別個ノ機関ヲシテ之ニ當ラシムルヲ適當ト認メ本会ヲ設置スルコトトシタル次第ニシテ委員ニハ大体財政金融方面ノ有識練達ノ士ヲ以テ之ニ當ワルコトトナルベシ

(イ) 政府ノ交付スベキ損失補償金額ノ決定

(ロ) 債權取立ノ方法

而シテ政府ハ絲價委員会ニ於ケルト同ジク当該事項ニ付本会ノ審議ヲ經ズシテ之ヲ決定處理スルコトヲ得ザルモノトス

十 本法施行ニ必要ナル命令又ハ處分（參照 法案第1條）
本法施行ノ適正ヲ期スルガ為ニハ常ニ絲價ノ趨勢ニ付充
分ナル調査ヲ為スノ要アルト共ニ製絲業ノ経営及生絲取
引ノ実情ニ関シテモ常ニ同窓ナル調査ヲ遂ゲ置クノ要ア
ルヲ以テ政府ハ製絲業者 問屋等ニ對シ隨時其ノ事業若
ハ財産ニ関スル報告ヲ為サンノ必要アルトキハ其ノ事業
又ハ財産ノ状況ヲ検査シ其ノ他必要ナル命令又ハ處分ヲ
為スモノトス

損失補償金額三千万円ノ説明

非常時ニ於テ銀行カ金融上ノ援助トシテ時價金額ノ貸付ヲ為
スコトヲ要スヘキ生絲ノ數量ヲ大体十五万捆（別紙參照）ト
シ此ノ非常貸付ニ因リ銀行ノ蒙ルコトアルヘキ損失ノ限度ヲ
一捆當貳百円（別紙參照）ト見込ムヲ相當トスヘシ
而シテ實際ニ於テハ貸付ヲ為シタル生絲ノ全部ニ付損失ヲ生
スルカ如キコトハ萬々無之カルヘシト雖銀行ヲシテ躊躇スル
コトナク進シテ豫定數量ノ生絲ニ付円滑ナル非常貸付ヲ行ハ
シメ以テ絲價安定ノ目的ヲ全ウスル為ニハ貸付生絲ノ全部ニ
付損失ヲ補償シ得ルノ制度トナスヲ適當トスベシ加之補償金
額ノ如何ハ市場人氣ニ影響スル虞大ナルヘキヲ以テ旁々補償
金額ハ貳百円ノ拾五萬捆分即チ參千萬円ト為サントス

非常貸付ヲ為スハキ生絲數量十五万担ノ根據

非常時ニ際シ絲價安定ノ為金融上ノ援助ヲ與フルコトヲ要ス
 へキ生絲ノ數量ノ見込ハ個々ノ場合ニ於ケル生絲ノ製産消費
 状況並一般經濟界ノ趨勢等ニ因リテ自ラ異ルヘシト雖過去ノ
 実績ヲモ參酌シ大体十五万担トスルヲ適當ト認ム
 過去ニ於テ絲價変動ノ最モ甚シカリシ大正九年ノ事實ニ徴
 スルニ當時七万三千担ノ買収ヲ為シタルカ右八同年一ケ年
 入荷高三十九万一千担ニ對シ約一割八分ニ當レリ將來ハ本
 法案ノ施行ニ依リ必要ニ應シ隨時處理シ得ヘキモノトシ且
 ソ今後十ケ年間ニ於ケル入荷數量ヲ平均一ケ年大体百万担
 トシ其ノ一割五分即十五万担ヲ所要處理數量ト見込ムヲ以
 テ適當トスヘシ

入荷及在荷數量調 (單位担)

月次	大正九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年	三年
六	四九,二一〇	一六,三三四	四四,八六二	三九,〇六七	四二,三二八	四二,六二五	四三,一一三	六二,四七八	五〇,八二四
七	三五,九〇九	五五,一四一	二五,五五〇	八五,三〇二	三一,六一六	九一,三七七	三四,一二三	一〇,三九二	三九,九四一
八	五九,九一四	四七,六八〇	五〇,一四一	八三,四九三	六三,六二九	八九,三五八	五三,六五七	一〇,三三九	五六,九六八
九	五九,七八七	四四,三六八	五五,五四〇	八〇,三六四	六六,七二五	八三,八八九	五一,二五〇	八九,五三三	五七,一五七
一〇	七〇,二〇一	三四,三四八	五一,八五八	七五,八九九	七三,六八一	八一,八三八	六〇,二一九	八七,九一五	五一,二九三
一一	九四,七六一	一三,八二六	六三,三三二	七九,四〇六	七四,〇一八	八四,八二一	七一,三二三	八七,一六六	六〇,八二一
一二	九三,〇七二	五,一八二	六九,八一三	七七,一九五	八〇,三九六	七九,五四七	八〇,三〇五	八九,七四三	七五,〇九六
一	七〇,七一一	一	六四,七〇六	三〇,七九九	六二,九八五	三五,一八八	六七,七七六	三五,八五四	七二,四四七
二	五二,九七六	八,五三三	五三,九二七	三六,五八一	四三,八〇三	三五,七五四	五二,八七八	三七,五三四	七六,八三八
三	四七,三三二	三,一〇三	五一,一九七	六二,一四一	三五,九三一	六八,八三四	三七,三七三	七六,八三八	七六,八三八
四	四五,六四九	七,六六五	五六,七六五	五五,四八三	四七,四〇九	六八,〇八〇	五〇,二二六	七三,九〇六	七三,九〇六

平均	合計	五
六二五三八		七〇九八六
三二五八六	三九一〇三	五七九〇三
五三八九二		六一〇六九
六六一〇三	七五七三三	五二五三三
五四九四四		三八八〇三
六九四一六	八三二九九	七一〇七九
五四六三〇		五二〇〇九
七六三三四	九二六〇一	六九七六二

備考 本調査ハ總在荷ニ就イテノ調ヘリ (心味庄荷ニ付テ材料ナシ)

一 概当損失金額ノ限度ニ百圓ノ根據

一 絲價低落ニ因ル損失

担保物ノ処分ニ當リ絲價低落ニ因リ蒙ルヘキ損失ノ限度ヲ貸付金額ノ二割トシ

一 品質低下ニ因ル損失

担保生絲ノ保管中ノ品質低下ニ因ル値下リヲ百斤當五十圓即一相當ニ十七圓五十錢ト見込ニ

一 金利

貸付ヨリ担保物処分迄ノ期間一ヶ年ノ内九十日分ノ金利ハ先拂ナルヘキヲ以テ損失タルヘキ金利ハ之ヲ二百七十日分ト見

一 処分ニ要スル経費

担保物処分経費ニ付テハ同屋ノ販賣委託手数料ノ外担保

物ノ手入費用改装費用等ヲ要スルモ之レ等ヲ含メテ同屋
 中合規則ニ定ムル取賣手数料ノ最高率即處分價格ノ千分
 ノ十五トシ

一、保管料

保管期間ヲ一ヶ年トシ其ノ全期間ノ分ヲ見込ミ
 右ノ趣旨ニ依リ

貸付ヨリ担保物處分迄ノ期間(担保物ノ保管期間)一ヶ年
 貸付金額 一榻 七百五十円

利率 日歩 一銭六厘

處分價格 一榻 五百七十二円

保管料率 一榻当 日歩 一銭六厘

トシテ計算スレバ一榻当損失額ハ

- (一) 繰價低落ニ因ル損失 一五〇.〇〇
- (二) 品質低下ニ因ル損失 二八一.三

(三) 全 利	三二.四〇
(四) 處分ニ要スル経費	八五.八
(五) 保管料	五八.四
計	二二四.九五

トナルモ上記ノ一榻当損失額ハ其ノ算出方法ニ依リテ明ナ
 ル如ク最高額ニ近キモノナルヲ以テ實際上損失補償ノ関係
 ニ於テ見込ムヘキ損失金額ハ大体一榻当二百円ヲ限度トス
 ルヲ適當トスヘシ

参考

大正九年ノ蚕丝救済ノ際ニハ保管期間一年十一月ニ
 シテ

買收價低一榻	八四.三円
全 利 五分六厘(日歩一銭五厘ニ毛)	
保管料一榻一日	二銭五厘

二七円五〇銭

品質低下損 一捆

一〇三三円

賣却値収 一捆

千分ノ一五

一

ナリシヲ以テ之ヲ仮ニ保管期間一ヶ年ナリシモノトシテ一
相当経費ヲ計算セハ左ノ金額トナル

金利 一〇〇〇

保管料 九〇〇

品質低下損 二七五〇

販賣諸費用 一五五〇

計 六三八〇

次ニ若シ当時絲價低落シ買收値収ニ比シ其ノ二割ノ安値即
一捆六七五円ヲ以テ賣却シタリト仮定シ一捆当損失金額ヲ
計算セハ左ノ如シ

金利 一〇〇〇

保管料 九〇〇
品質低下損 二七五〇
販賣諸費用 一〇、一〇
絲價低落損 一六八〇

計 二二五六

補償ヲ受クヘキ融通ノ條件
(托行規則ヲ以テ規定スヘキ事項)

一 一 梱賃付金額

政府カ絲價委員会ノ議ヲ經テ決定シタル金額ナルコト

一 利率

政府カ絲價委員会ノ議ヲ經テ決定シタル最高利率以下ナルコト

一 貸付期間

政府カ絲價委員会ノ議ヲ經テ決定シタル最短期間以上ナルコト

一 担保

政府カ絲價委員会ノ議ヲ經テ指定シタル倉庫ニ保管スル輸出生絲ノ倉庫証券ナルコト

右生絲ノ品質量目ニ付テハ適當ナル機関ノ検査ヲ経
ルコト

一、貸付方法

手形割引ニ依ルコト

一、債権取立ノ方法

製絲業者ヨリノ取立ニ付テハ問屋ヲシテ製絲業者ヨ
リノ受託生絲ノ販賣代金中ヨリ取立シムルノ途ヲ設ク
ルコト(即チ融通ニ當リ製絲業者ヨリ問屋ヲシテ其ノ
委託生絲ノ販賣代金中ヨリ取立ヲ為シシメラル、モ
異議ナキ旨ノ一札及問屋ヨリ右ノ取立ヲ為スコトヲ
承認スル旨ノ一札ヲ徴スルコト)

一、増担保

生絲一担當ニ所定金額ノ貸付ヲ為シ増担保ハ之ヲ徴
セサルコト

一、銀行カ借主ノ業務ノ状況ヲ調査シ得ル旨ノ特約ヲ為スコト

絲價安定融資補償法案質問豫想事項及答辭案

殖産 絲 局

目次

- 一、 本法案制定ニ関スル一般的事項
- 二、 本法案ニ於ケル絲價安定ノ趣旨ニ関スル事項
當業者ノ自助的施設ニ関スル事項
(當業者ノ積立金ニ関スル事項)
- 三、 本法案絲價安定策実行ノ時期ニ関スル事項
絲價委員会及補償審査会ニ関スル事項
- 四、 本法ノ施行期間ニ関スル事項
絲價安定ノ方法ニ関スル事項
(資金融通ニ依ル絲價安定ニ関スル事項)
- 五、 問屋及之ニ準ズル者ニ對スル金融ニ関スル事項
- 六、 銀行ニ関スル事項
- 七、 擔保及倉庫ニ関スル事項

十一、損失補償ニ関スル事項

十二、補償後ノ債権及其ノ取立ニ関スル事項

一、本法案制定ニ関スル一般的事項

(一)

(B) 國民一般ノ負担タルベキ政府補償ノ方法ニ依リ蚕
絲業ニ付テノミ保護的施設ヲ講ズルハ他ノ産業トノ
關係上當ヲ失スルモノニアラズヤ

(C) 蚕絲業ハ本邦産業中最モ主要ナル地位ヲ占メ其ノ
消長ハ農村ニ於ケルニ百萬養蚕家ノ經濟ニ至大
ノ影響ヲ及ボスハ勿論我國々際貸借關係ノ順逆
ヲ支配スルノカヲ有シ延テ一般經濟ノ盛衰ニ密

接ナル關係アルハ改メテ言ヲ要セザル所ナルガ斯業
ノ内容ヲ檢スルニ幾多ノ欠陥ヲ藏スルト共ニ近來
人造絹絲業ノ驚クベキ進歩等内外ニ於ケル事情
ノ變遷著シキモノアリテ斯業ヲシテ今日ノ地位
ヲ確保シ且ツ將來一段ノ發達ヲ遂ケシムルガ為
ニハ今ニシテ根本的ナル改善充實ヲ圖ラザルベ
カラザルモノアリ、之洵ニ緊急焦眉ノ問題ナリ
而シテ其ノ改善充實ノ業タルヤ到底急速ニ之カ
達成ヲ庶幾スルコト能ハズ假スニ相當ノ年子
ヲ以テセザルベカラズ然ルニ蚕絲業ノ現状ハ疲弊

甚シク一朝絲價ノ異常ナル低落ニ遭遇スルトキハ
自ラ克ク之ニ堪エテ改善ノ歩ヲ進ムルコト能ハザ
ルニ至ルノ虞顯著ナルモノアリ、依ツテ政府ハ斯
業ガ本邦經濟ノ消長ニ關シ最モ重要ナル地位ヲ
占ムルノ事實ニ鑑ミ、其ノ充實改善ノ達成ヲ圖ル
爲極力指導獎勵ノ策ヲ講スルト共ニ其ノ業成ルノ
日造何等カ保護的施設ヲ講シテ斯業ノ衰退ヲ
防止スルハ洵ニ己ムヲ得ザル必要事ナリトシテ茲
ニ本法案ヲ提出シタル次第ナリ

而シテ本法案ノ如キハ固ヨリ全ク一時的ノ施設ナ
ルヲ以テ當業者ニ於テハ將來ニ備フル為自主自衛
ノ策ヲ講ズル意味ヲ以テ本年一月ヨリ輸出生絲
千斤ニ付二十五円ノ積立ヲ實行シツ、アリ

(二)

(問) 絲價安定ハ製絲業ノ根本的改善充實ヲ全フス
ルニ非レバ到底之ヲ期スルコト能ハザルニ本案ノ
如キ姑息ノ策ヲ講ズルハ却テ斯業ノ健全ナル發
達ヲ阻碍スルコトナキヤ

(答) 絲價ノ安定ガ製絲業ノ根本的改善充實ニ依
リテ始メテ之ヲ全フシ得ル事ナルハ勿論ニシテ之ガ
為ニハ別途ニ極力其ノ達成ニ努ムル所アラムトス
本法案ハ現在製絲業ノ實力甚ダ薄弱ナルガ為
ニ一朝ノ打撃ニ因リ改善充實ノ業成ラスモテ
衰退スルヲ防止セムトスル全ク一時的ノ對策ナリ
而シテ之ガ運用ニ付テハ最モ慎重嚴正ナラシムベ
キヲ以テ健全ナル發達ヲ阻碍スルガ如キ虞ナシ

(三)

(問) 絲價安定ノ施設ヲ必要ナリトスルモカ、ル施設ヲ
常備セズシテ必要ニ應ジ其ノ都度臨機ノ手段ヲ
講ズルヲ可トセズヤ、然ラザレバ製絲業者ノ依頼心
ヲ助長シ斯業ノ根本的改善ノ實現ヲ阻害スル
虞ナキヤ

(答) 絲價ノ変動ハ頗ル微妙ナルモノアリテ何時著シキ
低落ヲ生ズベキヤ予測シ難ク且ツ之ガ安定策ヲ
講ズルハ頗ル急速且ツ組織的ニ之ヲ實行スルノ要ア
ルノミナラス之レカ為ニハ法律又ハ豫算ノ形式ニ
於テ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スル場合多シ、然ルニ

議會會期ノ關係等ヨリ臨機ノ施設ハ之ガ實現ノ
急速ナルヲ期シ得ザルト共ニ其ノ活動ヲ組織的ナラ
シムルコト難クシテ絲價安定ノ必要ニ應スル上ニ
於テ遺憾トスル所多キハ過去ノ事例ニ徴スルモ
明ナル次第ニシテ絲價安定上寧ロ常備的施設
ヲ講ズルヲ適切ナリトシ且ツ一面ニ於テハカ、ル施
設ノ常備セラル、事實ソノモノガ絲價ヲ安定セシ
ムル上ニ於テ相當效果アルベキヲ以テ本案ノ如
キ制度ヲ設ケタル次第ナリ、尚本法ノ運用ニ付

テハ徒ラニ當業者ノ依頼心ヲ助長セシメザル様
特ニ嚴正ヲ旨トスルト共ニ當業者ニ於テモ本施
設ニノミ依頼スルコトナク本年一月ヨリ千斤ニ付
二十五円ノ積立ヲ開始シタル等自衛的施設ヲ講
シ居レルヲ以テ斯業改善ノ實現ヲ阻害スルガ如
キ虞ナキモノト信ス

(四)

(問) 蚕絲業ノ現状ニ於テハ一時的ニカ、ル方策ヲ講ズ
ルコト已ムヲ得ズトスルモ斯業ノ根本的ナル改
善充實ヲ図ル為如何ナル對策ヲ講ゼムトスルヤ

(答) 蚕絲業ハ其ノ經營方面ニ於テ又其ノ取引方面ニ於
テ因襲久シキニ互リ時勢ノ進運ニ伴ハザルモノ尠
少ナラズ而シテ之ガ改善ハ漸ヲ追フテ行フベク
一朝一夕ニシテ之ガ達成ヲ図ルコト難キハ勿論其
ノ方策ヲ樹ツルニ當リテハ最モ慎重ニ調査考究
スルヲ要スル次第ナリ、而シテ未ダ全般的ナル具
体的方針ノ確立ヲ見ルニ至ラズト雖政府ハ之ニ
鑑ミル所アリテ蚕絲委員會ニ本件ヲ諮問シ
テ斯業ニ關係スル練達ノ士ヲシテ考究セシメツ、

アルト共ニ改善充實ノ策ヲ立ツル為ニハ先ツ詳
ニ斯業ノ現状ヲ明ニスルノ要アルヲ認メ來年度
ヨリ三ヶ年繼續事業トシテ製絲業實態調
査ヲ施行スルノ計畫ヲ立テ又製絲ニ関スル試験
研究ノ不充分ナルニ鑑ミ之ガ擴充ヲ為シテ改
善ノ標準ヲ明ニスル為蚕絲試験場設置ノ計
畫ヲ立テ之等ニ要スル經費ヲ來年度豫算下ニ
計上シタリ又取引方面ニ於テハ嚮ニ正量取引ヲ
實施シテ其ノ公正ヲ圖ルト共ニ格付取引ノ促進
ノ為ニ生絲検査所ニ於テ之ニ関スル研究ヲ進メ

テ當業者ニ其ノ結果ヲ公表スルト共ニ生絲ノ品位ニ
関スル検査ノ設備充實ヲ圖リテ當業者ノ利用ニ
便ナラシムル等常ニ努力ヲ拂ヒツ、アリ

尚全般のナル改善充實策ニ付テハ蚕絲委員會ノ
答申及資料ノ整備スルヲ俟ツテ一日モ速ニ之ガ
確立ヲ全フセムトス

(五)

(問) 本法案ノ如キ施設ヲ講ズルニ付テハ之ト共ニ生絲ノ
生産調節ニ関シ確實ナル方法ヲ設クルニ非レバ

絲價安定ノ效果ヲ全フシ得ザルニアラズヤ

(答) 本法案絲價安定策ノ實行ニ當リテハ之ト共ニ生産調節ヲ爲シテ出荷數量ヲ制限スルハ安定ノ效果ヲ徹底セシムル爲ニ必要ナルハ言フヲ俟タザル所ニシテ政府モ充分ニ其ノ要ヲ認ムルモノナルガ生産調節ハ要スルニ當業者ニ於テ自主的ニ之ヲ斷行スルニ非レバ到底其ノ實效ヲ期シ難キ問題ナルヲ以テ本案發効ニ際シテハ當業者ヲシテ之ガ爲適當ナル組織ヲ講ジ團結シテ之ヲ勵行セシムルコトトシ政府ハ之ニ對シ必要ナル援助監督ヲ

爲ス方針ナリ

(六)

(問) 政府補償ノ下ニカル對策ヲ講ズルコトハ海外消費者ノ反感ヲ醸成シ國際關係上面白カラザル結果ヲ來タスコトナキヤ

(答) 海外消費者ニ對スル影響ニ付テハ當初ヨリ充分考慮シ米國ノ議會ニ於テ設ケラレタル「原料品ニ對スル外國政府ノ管理統制ニ關スル委員會」ノ意見ヲモ参照シタルガ本法案ノ如キモノナレバ反感ヲ

釀成スルガ如キコトナカルベシ

(七)

(問) 政府ハカ、ル絲價安定策ヲ講ズルニ付海外ニ於ケル消費者ノ意向ヲ考慮シタルヤ

(答) 本邦產生絲ノ大部分が海外ニ輸出セラレ、ノ實情ナルヲ以テ海外消費者殊ニ米國消費者ノ意向ニ付テハ當初ヨリ充分之ヲ考慮シ海外消費者ノ及感ヲ生ゼシムルノ虞ナキ方法ニ依ルコトヲ必要ナリトシ蚕絲委員會ニ於テモ此ノ点ニ付慎重ニ考究ヲ重ネタリ、本法案が平常ニ於ケル金融

体系ヲ變セズシテ金融ノ潤澤円滑ヲ図ルノ方法ヲ採レルモ其ノ理由ハ主トシテ此ノ点ニ存スルモノナリ

(八)

(問) 本法案ハ繭價ノ安定ヲモ圖リ得ルモノトシテ立案セラレタルモノナリヤ本法ハ養蚕者ノ利益ヲ無視シテ製絲業者ノ利益ヲ擁護スルモノニアラスヤ

(答) 本法案ハ一應絲價ノミヲ直接ノ對象トシテ立案シタルモノニシテ繭價ニ付テハ別途ニ之ヲ考究計畫セムトスト雖元來繭價ト絲價トハ密接ナル

原本不良

關係アリ絲價安定シテ製絲業者ノ經營安定ス
ルトキハ特別ノ事情ナキ限り繭價モ自ラ安定ス
ベキヲ以テ絲價ノ安定ハ養蚕者トシテモ常ニ
最モ望マシキ所ナルハ言ヲ要セズ唯製絲ト養蚕
トハ各其ノ採算上立場ヲ異ニスル所アリテ實
際上一定ノ絲價ニ於テ製絲業者ハ採算上利ト
スルモ其ノ絲價ニ應ズル繭價ニテハ養蚕者トシ
テ不利ヲ蒙ルコトアルマキヲ以テ此ノ辺ニ付充分
考慮施為スルニ努ムトス。上述ノ如ク本法案ハ
繭價ニ對シテモ相當ニ大ナル效果アルハ疑問ノ余

地ナク養蚕者ノ利益ヲ無視シテ製絲業者ノ
利益ノミヲ圖リタルモノニアラス

(九)

(問) 本法案ハ絲價ノ安定ノミヲ圖ルモノナルガ繭價ニ
對シテハ如何ナル對策ヲ講ズル意ナリヤ

(答) 本法案ハ直接ニハ絲價ノ安定ヲ目的トスト雖モ
原料タル繭ノ價格ノ安定ヲ期スルガ為ニハ原則
トシテ其ノ製品タル生絲ノ價格ノ安定ヲ圖ルノ要
アルハ當然ニシテ此ノ意味ニ於テ本法案ハ間接

ニ繭價ノ安定ヲ図ルモノナリ、然レ共固ヨリ繭
價安定策トシテハ本法案ヲ以テ充分ナリト考
フルモノニアラス之ガ爲ニ別途慎重ニ調査考
究中ナルガ本件ハ性質上頗ル困難ナル問題ニシテ
未ダ具体的ナル成案ヲ發表シ得ル程度ニ達セ
ザルヲ遺憾トス

(五)

(問) 絲價安定ハ之レカ出來レハ生絲ノ將來ハ有望ナリ
トノ前提ヲ採ルモノナルベキガ人造絹絲ノ最近ノ
發達等ニ鑑ミレハ將來ハ或ハ無駄トナルニ非スヤ

人造絹絲ト生絲トノ關係ニ付テノ政府ノ見所如何

(答) 人造絹絲ノ發達ノ顯著ナルコトハ生絲ノ將來ニ對
シテ樂觀ヲ許ササルヘク人造絹絲カ將來益々發
達スレハ價格ニ於テハ相當ノ影響ヲ與フベキモ然
シテラ人造絹絲ト生絲トガ其ノ本質ニ差異アル
以上ハ生絲ノ需要ヲ全然阻止シ又ハ大打撃ヲ與
フベシトハ考ヘラズ而シテ夫レ故ニ生絲トシテハ
人造絹絲ノ追隨ヲ許ササル程度ニ品質ノ高上
ヲ図ルト共ニ生産費ヲ極力低減スル工夫ヲ必要ト

スル譯ナリ又我カ国トシテハ是非共斯クシテ行
クヨリ外ナキコトト信ス

二 本法案ニ於ケル絲價安定ノ趣旨ニ関スル事項

(一)

(問) 絲價ノ異常ナル低落ヲ防止スルト云フモ如何ナル程度ノ價
格ニ之ヲ維持セムトスルモノナリヤ

(答) 維持スベキ絲價ハ蚕絲業ノ基礎ノ危殆ニ陥ルヲ防止シ得ベ
キ矣ニ決定スベキモノナルガ如何ナル程度ノ價格ト為スベ
カハ個々ノ場合ニ於ケル内外物價ノ趨勢生絲需給状況等諸
般ノ具体的事情ニ依リテ適當ニ決定スベキ問題ニシテ據メ
具体的ニ之ヲ標準ヲ明ニスルコト困難ナリ

(一) 本法ニ依リ如何ナル絲價ノ低落ヲ之ヲ阻止シ得ルモノト
考フルヤ

(二) 本法業ハ如何ナル絲價ノ低落ヲ之ヲ防止セムトスルモノニア
ラズ法案第一條ニ於テ其ノ趣旨ヲ明ニセルガ如ク製絲業
又ハ生絲ノミニ付テ存スル特殊ノ事情ノ為他ノ一般経済状
況ト均衡ヲ失ヒテ絲價ノ著シク低落スルヲ防止セムトスル
モノナリ

(三) 絲價ノ安定トハ公平ナル價格ヲ維持スルノ意ナリヤ

(四) 本法業ニ於ケル絲價ノ安定トハ一般経済状況ニ照シ異常ナ
ル絲價ノ低落ヲ抑止スルノ意ニシテ必ズシテ常ニ公正ナル
價格ヲ維持スルノ意ニ付テ公正ナル價格ヲ算
定スルコトハ頗ル困難ナリ

(五) 絲價ノ安定トハ異常ナル低落ヲ防止スルノ意ナリト云フモ
異常ナル昂騰ハ之ヲ防止スルノ要ナレト認ムルヤ

(六) 絲價が変動スルコト尠ク著シキ昂低ヲ示スコトナキヲ以テ
生産消費両方面ニトリテ最モ望マシキ状態トスルハ固ヨリ
言ヲ俟タザル所ナルガ其ノ異常ナル低落ヲ直チニ本邦産絲

業ノ基礎ヲ危殆ナラシムルノ危険アルニ比シ其ノ昂騰ハ後
ニ却ツテ甚シキ低落ヲ招キ又ハ生絲消費ノ減退ヲ采タスノ
虞アリト雖モ其ノ蚕絲業ニ對スル影響ニ於テハ著シク異ル
所アリ且ツ生絲ノ大部分ガ海外ニ輸出セラレテ其ノ價格ガ
主トシテ海外消費地ノ事情ニ依リテ左右セララル、現狀ニ在
リテハ過去ノ事例ニ倣スルニ特ニ異常ナル昂騰ヲ生ズルガ
如キ場合尠カルベクアリトセバ海外ノ事情ニ基キテ生ズル
モノナルヲ以テ之ニ對シ本邦ノミニテ安定ヲ策スルモ到底
其ノ效果ヲ期スルコト困難ナルベシ、依ツテ絲價ノ変動ヲ尠
カラシムルヲ望ムコト勿論ナレド之差シ当り本邦蚕絲業ノ

存立ヲ危カラシメザル防衛的施設トシテ本案ノ如キ低落防
止策ヲ講ゼムトスル次第ナリ

三 当業者ノ自助的施設ニ関スル事項
(一 当業者ノ積立金ニ関スル事項)

(問) 本法案ハ全ク一時的ノ施設ナリト云フモ当業者ハ将来ニ備
フル為如何ナル自衛的手段ヲ講ゼムトスルヤ

(答) 本法案ハ固ヨリ止ムヲ得サル應急ノ施設ニシテ一日モ速ニ
之ヲ廢シテ当業者ヲシテ自主自衛ノ策ヲ講ゼシムトスル
ハ政府ノ根本方針ニシテ当業者ニ於テモ充分之ヲ覺知シ斯
業ノ根本的改善ニ歩ヲ進ムルト共ニ本年一月ヨリ製絲業者
ハ輸出生絲千斤ニ付最低二十五圓ノ割合ヲ以テ帝國蠶絲組

合ニ特別積立金ヲ為シ該積立金ガ元利合計三千万円ニ達ス
ル迄之ヲ繼續スルコトニ決定シ既ニ之ガ積立ニ着手シタリ
而シテ右積立金ハ三千万円ニ達スル迄ハ之ヲ使用セザルヲ
原則トシ本法案撤廃後ニ於テ適當ナル自衛策ヲ講ズルノ資
金トスル方針ニシテ政府ニ於テハ其ノ実行ヲ督励スルト共
ニ其ノ積立金ノ保管運用ニ付テハ嚴重ニ之ヲ監督シ其ノ趣
旨ヲ全クセシムルニ努力セムトス

(二)

(問) 積立金ヲ以テ如何ナル事業ヲ行ハムトスルモノナリヤ
(答) 積立金ヲ以テ如何ナル事業ヲ行フベキカハ未ダ確定セズ蓋

シ積立金ガ三千万円^(程度)ニ達シタルトモ其ノ時ノ事情ニ
應ジ蚕絲業ノ安定發達トヲ確保シ得ルキ最ニ適
切ナル施設ヲ講スベク現在ニ於テ予メ之ヲ決定ス
ルコト困難ナルベシ政府ニ於テハ勿論其ノ運用ニ付
充分ナル指導監督ヲ為サムトス

(三)

(問) 本法案ノ如キ施設ハ大体十々年後ニ於テ之ヲ撤廃ス
ル方針ナリト云フモ當業者ノ積立金ハ十々年間ニ
於テ幾何ノ額ニ達スル見込ナリヤ

(卷)

積立金額ハ将来ノ生絲輸出數量ノ増加ノ割合如何ニ依リテ異リ而シテ此ノ増加割合ノ見込ハ極テ困難ナル問題ナルモ此ノ場合ニハ多少凶輸ニ見テ今後十ヶ年間ニ於テハ大体一ヶ年平均百万圓ト見ルヨリ相当トスベシ然ル時ハ千斤ニ付二十五圓ノ特別積立金ハ十ヶ年間ニ年利五分半年宛複利ノ計算ニ依リ約千七百九十万円ニ達シ之ニ帝蚕組合ニ於ケル従来ノ一圓ニ付一円ノ積立金ノ十ヶ年間ノ元利合計(年利五分半年複利)約一千五百一十万円(但シ帝國蚕絲株式會社株式未拂込引当額三百七十五万円ヲ控除スル殘

額)ヲ加フルトキハ總計約二千八百万円ニ達シ政府ノ補償金額ニ大体近キ金額ニ達スル見込ナリ後ヲ本法案撤廢後ニ於テハ必要ニ應ジ右積立金ヲ資金トシテ自主自衛ノ施設ヲ講スルコトヲ得ベシ

(四)

(問)

帝國蚕絲組合トハ如何ナル性質ノモノナリヤ

(答)

帝國蚕絲組合ハ大正八年蚕絲関係業者ノ組織シタル社團法人ニシテ備荒貯蓄ノ趣旨ヲ以テ組合員ノ出資金ヲ蓄積シ蚕絲業界ニ於ケル非常時ニ際シ

擁護政済ヲ因ルヲ以テ目的トシ本年一月ヨリ実行
スル千斤二十五円ノ積立ノ外従来ヨリ製絲業者
ハ其ノ出荷生絲一捆ニ付一円ノ問屋ハ其ノ取扱生絲
一捆ニ付十銭ノ出資ヲ為シツ、アリ、尚本組合ハ公
益法人トシテ積立金ノ使用其ノ他ニ付政府ノ監督
ヲ受クルモノナリ

(五)

(四) 千斤ニ付二十五円ノ割合ヲ以テ積立ヲ為シ其ノ
総金額三千万円ニ達スルニハ何年ヲ要スル見込
ナリヤ

(三) 将来ニ於ケル輸出生絲数量増加ノ如何ニ依リテ自
ラ異ルベシト雖モ今後十數年間ニ於ケル輸出数量
ヲ大体一ヶ年平均百万捆ト内輸ニ見テ計算スルトモ
ハ千斤ニ付二十五円ノ割合ニ依リ積立ヲ為ス場合
ハ大体十^五七年ヲ以テ積立金総額三千万円ニ達ス
ルコトヲ得ベシ(半ヶ年複利計算)

四 本法案ニ依ル絲價安定策実行ノ時期
ニ関スル事項

(一)

問

絲價ノ低落カ蚕絲業ノ基礎ヲ危クスル虞アル場合トハ如何ナル程度ノ低落ヲ指スモノナリヤ

生産費ヲ割ル程度ヲ指スモノナリヤ

答

蚕絲業ノ基礎ヲ危クスル虞アル絲價ノ低落トハ如何ナル程度ノ低落ナリヤハ具体的ニ個々ノ場合ニ依リ其ノ時ノ各種ノ事情ニ應ジテ定メラルベキモノニシテ予ノ一律ニ之ヲ定ムルコト困難ナリ、生産費ノ関係ニ重要ナル一ツノ要素トシ

ヲ考慮スルフト勿論フレドモ生産費ヲ割レバトテ直々ニ斯
業ノ基礎ヲ危クスル虞アリトモ云フコトヲ得ズ他ノ各種ノ
事情ノ如何ニ依リテ其ノ程度ヲ異ニスト雖生産費ヲ割ルコ
トモ相當程度ナルヲ要スベシ

(二)

問 生絲價格ノ一般經濟狀況ニ照シ異常ナル低落トハ如何ナル
場合ヲ指スモノナリヤ

答

内外ニ於ケル一般物價ノ趨勢ヲ替相場等ノ關係ヨリ見テハ
當然ニヨリ以上ノ高價ヲ保テ得ベキニ拘ラス製絲業ノミニ
特有ナル事由ノ為ニ低落ヲ重ヌル場合ヲ指スモノナリ例之

日米兩國ニ於ケル一般物價及日米ヲ為替相場ニ変動ナキニ拘
ラズ製絲業者カ資金薄弱ノ為換金賣急ヲ為スガ故ニ絲價低
落スルガ如キ場合ヲ指スモノナリ

(三)

問 實際ニ於テハ米國ニ於ケル景氣ノ変動及特ニ為替相場変動
ノ為ニ絲價ノ著シキ低落ヲ来タス場合多シカ、ル低落ニ付
対策ヲ講ゼザルハ絲價ヲ安定セシムル上ニ於テ甚ダ不徹底
ニアラズヤ

答

米國ニ於ケル景氣ノ変動又ハ為替相場変動ニ因ル打撃ハ生

絲ガ其ノ輸出數量大ナルガ為ニ其ノ影響ヲ蒙ルコト特ニ著
シキモノアリト雖貿易品ハ總テ之ヲ蒙ラザルヲ得ズカクノ
如ク他ノ多クノ商品ト共通ノ原因ニ依リテ生ジタル價格低
落ニ際シ特ニ生絲ノミニ付テ之ガ対策ヲ講スルハ均衡上當
ヲ得ザルノミナラズ生絲ノミノ立場ヨリ之ガ対策ヲ講スル
ニ性質上到底其ノ効果ヲ期スルコトヲ得ズカ、ル場合ノ絲
價安定ハ一般物價政策又ハ為替政策ニ依リテ之ヲ期スベキ
モノナリ

問

金輸出解禁セラル、トキハ絲價ハ当然ニ相当ナル低落ヲ示

四

スベシト認メラル、モ其ノ場合政府ハ本法案ニ依リ絲價安
定策ヲ実行スル方針ナリ也

答

金ノ輸出解禁ノ結果或ハ為替相場物價等一般經濟狀況
ニ影響ヲ及ボシ絲價モ低落ヲ見ルコトアラムモ此ノ場
合ニ必然ニ此ノ安定策ヲ実行セムトスルニハ非ス解禁
ノ影響トシテ製絲業ノ特殊ノ弱點ニ衝動ヲ與ヘ之レカ
為ニ絲價カ物價其ノ他ノ一般經濟狀況ニ比シテ異常ニ
低落シ蚕絲業ノ基礎ヲ脅カス程度ニ達スル場合ニハ他
ノ原因ニ基ク場合ト同様ニ実行スルコトアルヘク換言
スレバ此ノ方策ハ金輸出解禁ノ準備又ハ善後策トシテ
実施スルモノニ非サルコト同時ニ絲價低落ノ原因カ金輸
出解禁ニ存スル場合ニ於テモ其ノ低落ノ程度如何ニ依
リテハ実行スルコトアルヘシ

(五)

問 補償契約締結ヲ開始スル時期ハ如何ニシテ決定スルヤ

答 政府ノ損失補償ノ契約ヲ締結スベキ時機ハ即チ絲價ノ異常

ナル低落ヲ為シテ蚕絲業ノ基礎ヲ危クスルノ虞アル時ナリ

而シテ具体的ニハ絲價委員會ニ於ケル慎重ナル調査審議ヲ

經テ決定スルモノナリ

五、絲價委員會及補償審査會ニ関スル事項

(一)

問 絲價委員會ノ組織及權限ハ如何ニ定メラル、ヤ委員ハ如何

ナル方面ヨリ之ヲ詮衡セラル、ヤ

答 絲價委員會ハ本法案ノ運用上重要ナル事項ヲ調査スベキ極

メテ重大ナル意義ヲ有スル委員會ニシテ其ノ組織及權限ハ

勅令ヲ以テ定メラル、モ本法運用上ノ單ナル諮問機關ニ非

ス此ノ委員會ノ決議ニ依ラスシテ政府之ヲ運用スルコトヲ

得サルモノニシテ此ノ英ニ於テハ例ハ米穀法ノ運用ニ関ス

ル米穀委員会ノ如キトハ其ノ性質ヲ異ニシ財界安定ニ関ス
ル日銀ノ特別融通補償法運用上ニ於ケル特別融通審査会ト
同様ノ性質ヲ有ス而シテ委員ハ本委員会ヨシテ最モ厳正公
平ニシテ權威アルモノタラシムル為頗ル慎重ニ財政経済貿
易各方面ニ於ケル有識練達ノ士ヲ選ンデ之ヲ任命セラル、
コト、ナルベシ

(二)

(問)

絲價委員会ハ何時設置セラル、モノナリヤ

(答)

絲價委員会ハ本法発動ノ時機及運用ニ関スル根本的ノ事項
ニ付調査審議スル機関ニシテ本法ノ発動ヲ必要トスル事態

ハ何時発生スルヤ之ヲ豫知スルコトヲ得ス且ツ其ノ発動ハ
性質上頗ル急速ナルヲ要スルノミナラス調査審議スベキ事
項ノ性質上常ニ生絲ノ市況及生産状況等ニ付豫メ常ニ調
査ヲ為シ置クノ要アルヲ以テ本委員会ハ米穀委員会ト同様
ニ本法ノ施行ト共ニ之ヲ常置セラル、モノナリ

(三)

(問)

損失補償審査会ハ何時設置セラル、モノナリヤ

(答)

本法ニ依リ政府が損失補償ヲ為スルニ至リタル
トキ之ヲ設置スルモノナリ蓋シ本委員会ハ損失補償額ノ決

ル米穀委員会ノ如キトハ其ノ性償ヲ異ニシ財界安定ニ関ス
ル日銀ノ特別融通補償法運用上ニ於ケル特別融通審査会ト
同様ノ性償ヲ有ス而シテ委員ハ本委員会ヨシテ最モ公正公
平ニシテ權威アルモノタラシムル為顧ル慎重ニ財政経済貿
易各方面ニ於ケル有識練達ノ士ヲ選ンデ之ヲ任命セラル、
コト、ナルベシ

(二)

(問)

絲價委員会ハ何時設置セラル、モノナリヤ

(答)

絲價委員会ハ本法発動ノ時機及運用ニ関スル根本的ノ事項
ニ付調査審議スル機関ニシテ本法ノ発動ヲ必要トスル事態

ハ何時発生スルヤ之ヲ豫知スルコトヲ得ス且ツ其ノ発動ハ
性質上頗ル急速ナルヲ要スルノミナラス調査審議スベキ事
項ノ性質上常ニ生絲ノ市況及生産状況等ニ付豫メ常ニ調
査ヲ為シ置クノ要アルヲ以テ本委員会ハ米穀委員会ト同様
ニ本法ノ施行ト共ニ之ヲ常置セラル、モノナリ

(三)

(問)

損失補償審査会ハ何時設置セラル、モノナリヤ

(答)

本法ニ依リ政府が損失補償ヲ為スルニ至リタル
トキ之ヲ設置スルモノナリ蓋シ本委員会ハ損失補償額ノ決

定及取立方法等實際ニ補償ヲ為シ又ハ補償アリタル後ニ於
テ取立ニ関シ調査審議スルモノニシテ絲價委員會ノ如
ク之ヲ常設スルノ要ナキヲ以テナリ

(四)

(問) 損失補償審査会委員ハ如何ナル方面ヨリ之ヲ詮衡スルモノ
ナリヤ

(答) 本委員会ノ委員ハ其ノ職分ニ應ジ大体日銀特別融通法ニ依
ル審査会ト同様ナル方針ノ下ニ財政金融方面ノ有識者ニ貴
象兩院議員ノ代表者ヲ加ヘタルモノトナル見込ナリ

(五)

(問) 損失補償審査会ノ組織及權限ハ如何ニ定メラル、ヤ

(答) 本委員会ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ定メラル、モノニシテ
其ノ主タル職分ハ損失補償金ノ決定及取立ニ関スル事項ノ
調査審議ナリ

六、本法ノ施行期間ニ関スル事項

(一)

(一) 政府ニ於テ絲價安定策ヲ講ズルハ本法施行後五ヶ年間ヲ以テ充分ナリト認ムルヤ

(二) 政府ハ本法案ヲ蚕絲業ノ根本的ナル改善充實ノ全フセラルルマデノ一時的施設トシテ立案セルモノナルガ斯業ノ充實ヲ全フスルニ要スル期間ハ將來ニ於ケル事情ノ変遷ニ從ヒ自ラ遲速ヲ生ズベク豫メ之ヲ算定スルコト頗ル困難ナリト雖大体的十ヶ年前後ノ日子ヲ要スルモノト見ルヲ相當トス

ベシ從テ本法案ハ大体今後十ヶ年ハ之ヲ存續セシムルノ要
アルベキモ此ノ種ノ法律トシテハ有効期間ヲ十ヶ年トスル
ハ多少長期ニ失スルノ嫌アルヲ以テ將來ノ事情ノ推移ヲモ
考慮シ旁々一先ツ本法案ノ有効期間ハ之ヲ五ヶ年ト定メタ
ルモノナリ

(二)

(問)

第二條ノ規定ハ本法ニ依ル補償契約、補償金支拂、債權ノ
取立等一切ヲ本法施行後五ヶ年ヲ以テ打切リト為ス意ナリ
ヤ

(答)

第一條ノ規定ハ政府ガ損失補償契約ヲ為シ得ル期間ヲ定メ

タルモノニシテ右契約ニ基キテ生ズル補償金ノ支拂又ハ債
權ノ取立等ハ右ノ期間内ニ限ラル、モノニアラス

七 絲價安定ノ方法ニ関スル事項

(資金融通ニ依ル絲價安定ニ関スル事項)

(一)

(問) 製絲業者ニ對シテ資金ノ融通ヲ為ス問屋及主務大臣ノ適當

ト認ムル者ニ對シテモ銀行ガ特別融通ヲ為スコトヲ認メタル理由如何

(答) 生絲問屋ガ製絲業者ニ對シテ資金ノ融通ヲ為スハ現在ノ製

絲金融ニ於テ重要ナル一体系ヲ為セルヲ以テ製絲業者ニ對スル金融ノ潤沢因滑ヲ図ル為ニハ必要ニ應ジ此ノ徑路ヲ通ジテ金融ニ得ルノ途ヲ開クコトヲ便宜ト認メタルガ故ナリ。

尚問屋ト同様ニ製絲業者ニ金融ノ便ヲ與フル機關アルトキ
ハ上記ノ趣旨ニ依リ之ヲ認ムルコト必要ナル場合アルベキ
ヲ予想シテ「主務大臣ノ適当ト認ムル者」ヲ加ヘタリ

(二)

(問) 従来絲價維持ノ為一時的ニ特設シタル帝國絲株式會社ノ
如キ特別ノ機關ヲ常設シ之ヲシテ必要ニ應ジ活動セシムル
ヲ適当トセズヤ

(答) 民間業者が團結シテ右ノ如キ機關ヲ設置スルハ免モ角政
府が直接関與シテカ、ル機關ヲ設クルハ海外消費者ノ反感

ヲ招クノ虞大ナルヲ以テ生絲貿易上適當ナル施設ト云フ
ヲ得ズ且ツ絲價安定ノ效果ニ於テモ本法案ノ方法ニ依リテ
大体右施設ト同一程度ノ效果ヲ期スルコトヲ得

(三)

(問) 特別ナル金融ヲ與フル效果ヲ全フスル為ニハ製絲業者ノ
側ニ於テ團結シテ之ヲ利用スルニ付適當ナル方法ヲ講ゼシ
ムルノ要ナキヤ

(答) 本法案ニ依ル絲價安定ノ效果ハ製絲業者等が潤沢ナル金
融ヲ受ケテ市場ノ實際供給數量ヲ適當ニ調節スルニ依リ

ヲ全フセラル、モノニシテ製絲業者等が個々ニ其ノ間何等ノ
連絡ナクシテ之ヲ利用スルトキハ市況ニ適應シテ調節ノ效ヲ
挙グル上ニ於テ欠クル所アルベキヲ以テ政府ハ此ノ矣ノ必要ニ
慮ジ業者ヲシテ適當ナル組織ヲ作りテ統制ノ途ヲ講
ゼシムル方針ナリ

(問) 生絲担保貸付ヲ為ストモ担保トシテ保管セラル、生絲ハ
常ニ市場ヲ圧迫シテ絲價ノ低落ヲ阻止シ得ザルニアラスヤ
担保トシテ保管セラル、生絲ガ市場ヲ圧迫スルノ作用アル
ハ生絲ヲ減失セシメザル限リハ如何ナル方法ヲ採ルモ之ヲ

排除シ得ザル問題ナルが其ノ生絲ガ實際市場ニ現レザルコ
ト自体ガ数量関係ヨリ又市場人氣ノ関係ニ於テ絲價低落ヲ
阻止スル上ニ於テ著シキ效果アルコトハ過去ノ事例ニ徴ス
ルモ明ナリ

(五)

(問) 如何ニ條件有利ナリト雖モ生絲ヲ担保トシテ資金ヲ借入ル
ハ不安多キヲ以テ銀行ニ於テ特別ナル融通ノ途ヲ開クモ

(答) 之ヲ利用スル者尠クシテ絲價ノ安定ヲ期シ難キニアラスヤ
本問題ハ其ノ時ニ於ケル市況前途觀等ニ依リ自ラ異ル所アリ

ルベシト雖モ一般ノ經濟狀況ヨリシテハヨリ高キ價格ヲ維
持シ得ルニ拘ラズ製絲業者ノ資力薄弱ナルガ為ニ賣急キ為
シテ絲價ノ低落ヲ重ヌルコト多キ現狀ニ於テハ不当ノ廉價
ヲ以テ市場ニ賣放フヨリハ寧ロ進ンデ潤沃ナル金融ヲ受ケ
テ絲價ノ恢復ヲ待ツヲ有利トスル場合多カルベク從テ銀行
ニ於テ特別ノ融通ヲ為スモ之ヲ利用スル者尠キガ如キコト
無シト信ズ然レ共絲價ノ安定ヲ因ル為ニハ業者ガ一致團
結シテ多少ノ不便ヲ忍ンデモ之ガ為ニ協力スルコトノ必要
ナルハ固ヨリ当然ニシテ此ノ矣ニ付テハ業者ヲシテ自ラ
統制ノ方法ヲ講ゼシムル方針ナリ

(問) 絲價安定ノ為ニハ貸付ノミニテハ不充分ニシテ生絲
ノ買入ヲ為スノ要ナキヤ

(答) 本問題ハ生絲担保貸付ト買入ト何レガヨリ多クノ生絲ヲ吸
收シテ之ヲ實際市場ヨリ隔離シ得ルヤノ問題ナルガ本法果運
用ノ場合ニ於テハ大体滿掛ノ貸付ヲ為スモノナルヲ以テ買
入ト同様ナル有利ノ金融ヲ為スコトナリ其ノ間ニ殆ンド差
異ナク且ツ当業者ガ何レヲ希望スルヤハ其ノ時ノ市況ニ依
リテ一ナラズ必ズシモ買入ヲ有利ナリトスルニアラス

從テ絲價安定ヲ圖ル上ニ於テ本業ノ如キ貸付ヲ為スニ於テハ
其ノ效果ハ買入ト殆ド異ル處ナシト認メ且テ買入ヲ為ス
ニハ特別ナル機關ノ設置ヲ必要トシ對外關係上反感ヲ醸
スノ虞アリト認メタルヲ以テ買入ハ之ヲ行ハザルコトトセリ

(七)

(同)

第一條第一項ノ銀行ノ融通ニ關スル主務大臣ノ定ムル條
件トハ如何ナル事項ニ付條件ヲ定ムルモノナリヤ

(答)

主務大臣ノ定ムル融通條件ノ主ナルモノ左ノ如シ

イ. 一欄者貸付金額

ロ. 利率

ハ. 貸付期間

二. 担保ハ政府ノ指定スル倉庫ニ保管スル輸出向生絲ノ倉

庫証券トスルコト

ホ. 手形ハ生絲ノ製造又ハ加工ヲ為ス者ノ振出シタルモノ

ナルコト

ヘ. 増担保又ハ代担保ハ之ヲ徴セザルコト

ト. 債務者ガ生絲ノ製造又ハ加工ヲ為ス者ナルトキハ債務

者ガ生絲ノ販賣ヲ問屋其ノ他ニ委託シタル場合ニ其ノ

生絲ノ販賣代金中ヨリ債權ノ取立ヲ為シ得ル旨ノ特約

ヲ為スコト

4. 債務者ノ業務ノ状況ヲ調査シ得ル旨ノ特約ヲ為スコト

ハ

(問)

本法ニ於テハ製絲業者其ノ他ニ対スル資金ノ融通ハ銀行ヲシテ之ヲ行ハシムルモノナルガ一般銀行ハ營利團體ニシテ当然ニ自己保全ノ為其ノ融通モ消極ニ傾クノ虞アルベキヲ以テ寧ロ特別ノ機關ヲ設ケ之ヲシテ資金ノ融通ヲ為サシムルヲ便利トセズヤ

(答)

損失ヲ受ケタルトキハ政府ノ補償ヲ受ケ得ルモノナルヲ以

テ銀行トシテハ其ノ資金融通ニ付テ特ニ危険ヲ負担スルモノニアラズ從テ其ノ融通消極ニ傾クノ虞ナカルベク又政府ハ補償契約ヲ為スニ際シ此ノ辺ニ付テハ充分考慮ノ上適當ナル條件ヲ定ムル方針ナルヲ以テ金融上特ニ不便ヲ感ゼシムルガ如キコト無カルベシ

(九)

(問)

資金ノ融通ヲ手形割引ノ方法ニ依ルコトニ限定シタル理由如何

(答)

印紙及取立等ノ關係ヨリ貸付ハ手形ニ依ルヲ便宜トスルト

共ニ手形ヲ生絲ノ製造又ハ加工ヲ為ス者ノ振出シタルモノ
ニ限定シテ資金融通ノ経路ヲ明ニスルノ便アルニ由ルモノ
ナリ

八 問屋及絲價委員会ノ適当ト認メタル者ニ対スル金融
ニ関スル事項

(一)
(問) 第一条第二項各号ノ問屋其他ノ者ニ対スル特別融通ハ製
絲業者ニ対シテ融通スル資金ニ限ルモノナリヤ其ノ理由如何

(答) 然リ蓋シ第一条第二項各号ノ者ヲ銀行ノ特別融通ノ相手
方トシテ認メタルハ蚕絲金融ノ現状ニ照シ之等各号ノ者ヲ
銀行ノ直接ノ相手方ト為スコトガ終局ノ目的タル製絲業者

ニ対スル金融ノ潤沢円滑ヲ図ル上ニ於テ便宜トスル場合アリト認メタルガ故ニ外ナラズ從テ之等各号ノ者ニ対シテハ製絲業者ヘノ融通資金ニ限リテ之ヲ融通スルコトニ限定シタルナリ

(二)

(問) 「主務大臣が絲價委員会ノ議ヲ終テ適當ト認ムル者」トハ如何ナル性質ノモノヲ豫想スルモノナリヤ

(答) 製絲業者ニ対シテ資金融通ノ便ヲ與フル機關アリテ此ノ機關ニ対シ銀行ヲシテ特別融通ヲ為サシムルコトガ同屋ニ対シテ之ヲ行ハシムルト同様ニ結局製絲業者ニ対スル金融ノ

潤沢円滑ヲ図ル上ニ於テ適當ナル場合アルベキヲ予想シタルモノニシテ現在ノ帝國蚕絲株式会社ノ如キハ必要ニ應ジ認定ヲ受クルコトトナルベシ

(三)

(問) 帝國蚕絲株式会社トハ如何ナルモノナリヤ

(答) 帝國蚕絲株式会社ハ資本金五百万円(百二十五万円拂込済)ヲ以テ昭和二年十月ニ創立セラレタルモノニシテ絲價ノ安定ヲ圖ル為

(イ) 生絲ノ買入及其ノ賣渡

(四) 生絲又ハ其ノ倉庫証券ヲ担保トスル貸付

(ハ) 生絲又ハ其ノ倉庫証券ヲ担保トスル債務ノ保證

(ニ) 前各号ニ關聯スル業務

等ノ業務ヲ営ムヲ以テ目的トスルモノナリ

而シテ昭和二年未ニ於ケル生絲價安定ノ為ノ共同保管実行ニ
際シ約一千二百萬圓ノ生絲担保貸付ヲ為シタリ

(四)

(同)

生絲價安定ヲ目的トシテ設立セラレタル帝國生絲株式会社に
本法業トハ如何ナル關係ニ立ツモノナリヤ

(答)

帝國生絲株式会社に當業者カ將來生絲價安定ノ必要ヲ認ムル

場合ニ自衛的ニ活動セシムル目的ヲ以テ設立シタルモノニ

シテ本法業トハ直接ノ關係ヲ有スルモノニ非ス然レ乍ラ將

来本法運用ノ場合ニ生絲委員會ニ於テ此ノ会社ヲ利用

スルヲ適当ト認ムルトキハ銀行ヲシテ此ノ会社ノ生絲担

保貸付ノ資金ヲ融通セシムルコトナルベシ

(五)

(同)

帝國生絲株式会社に對スル融通ヲ認メタル場合ニ於

テ同会社が生絲價安定ノ為ニ行フ生絲ノ買入ニ付

テモ其ノ買入資金ノ融通ハ之ヲ認メザルモノナリ

ヤ其ノ理由如何

(答) 帝國蚕絲株式會社ニ付テモ買入資金ノ融通ハ之ヲ認メザルモノナリ蓋シ本法業ハ製絲業者ニ対スル金融ノ潤沢円滑ヲ圖ルヲ根本方針トシ買入ノ方法ヲ採ルノ要ナキモノト認ムルガ故ナリ

(六)

(問) 銀行が問屋其他ノ者ニ資金ヲ融通スル場合ニ於テ之ガ製絲業者ニ対スル融通資金ナルヤ否ヤヲ如何ニシテ辨別スルヤ

(答) 銀行ノ特別融通ハ總テ手形割引ノ方法ニ依リ其ノ

手形ハ製絲業者ノ振出シタルモノニ限ルコトト為スヲ以テ問屋ガ銀行ヨリ特別融通ヲ受クルトキハ製絲業者ノ振出シタル手形ニ裏書ヲ為シテ之ガ割引ヲ受クルコトナリ從フテ問屋ハ製絲業者ニ対シテ金融ヲ為スニ非レバ銀行ヨリノ融通ハ之ヲ受ケ得サルモノナリ尚此ノ莫ニ付テハ銀行ニ於テ充分慎重ナル審査ヲ為サシムベク補償契約ニ於テ特約ヲ定ムル方針ナリ

九 銀行ニ関スル事項

(問) 銀行ハ之ヲ特定スル意ナリヤ、地方銀行ヲモ認ム

ル、

(答) 本法意ハ現在ノ金融体系ニ依リ非常時ニ際シ

銀絲業者ニ對スル金融ヲ潤沢円滑ナラシム

ルヲ根本ニ趣旨トスルモノナルヲ以テ銀行ニ付テ

モ特ニ之ヲ限定セズ現在銀絲金融ヲ行ヘル

民間諸銀行ノシテ之ニ當ラシムルコトトセリ、

然レ共担保ガ政府ノ指定スル倉庫ニ保管セラ

レタル生絲ノ倉庫証券ニシテ本法条ハ大体輸
出港ニ出荷セラレタル生絲ヲ対象トスル關係上
實際ニ於テ政府ノ指定スル倉庫ハ横浜及神戸
地方ニ存在スルモノニ限定セラルベキヲ以テ事實
上銀行モ自ラ横浜又ハ神戸地方所在ノモノト
ナルベシ

(二)

(問) 債務不履行ノ場合担保生絲ヲ處分シ并濟不
足額ヲ直チニ銀行ノ損失トシテ補償スルトキ
ハ銀行ハ并濟カアル債務者ニ對シテモ取立ヲ

為サズシテ政府ノ補償金多額トナリ不当ナラス
ヤ

(答) 担保物處分ノ結果并濟不足額ニ付一應取立
ヲ為シテ尚不足アルトキ初メテ之ヲ損失ト見テ補
償スルコトト為ストキハ取立ノ為ニ相当ノ期間ヲ
要スルコトトナリ銀行ハ不安多ク其ノ融通ノ
潤沃因滑ヲ期スルコト能ハザルノミナラズ一應ノ
取立ノ程度方該等ニ付困難ナル問題アルヲ以テ
本施設ノ終局ノ目的ニ鑑ミ担保生絲處分ニ依ル并

濟不足額ニ付先ヅ補償スルコトトセル次第ナリ
然レドモ補償後ニ於テハ銀行ヲシテ政府監督ノ下
ニ適當ナル方法ニ依リ債權ノ取立ヲ勵行セシメ其
ノ取立金ハ政府へ納入セシムルヲ以テ之ガ為ニ不
当ナル結果ヲ来タスコトナシ

(三)

(問) 銀行多數ナル場合各銀行ニ対スル政府ノ損失
補償契約額ハ如何ニシテ割当ヲ為スヤ

(答) 政府ト補償契約ヲ締結セムトスル銀行ハ当該
時期ニ於テハ自ら限定セラレ之等諸銀行ハ其

ノ間ニ於テ何等カノ方法ヲ以テ連絡提携ヲ圖ルコ
トトナリテ各銀行ノ損失補償申請額ノ協定ヲ為
スベク政府ハ其ノ申請ニ基キ各銀行ノ従来ニ
於ケル蚕絲金融ノ実績及將來ノ見込等ヲ調
査シタル上絲價委員會ノ審議ヲ經テ適當ニ
割当テ決定スル方針ナリ

(四)

(問) 銀行ハ特別融通ニ因リテ受ケタル損失ハ統テ補
償セラル、モノナリヤ

(答) 政府ハ銀行トノ損失補償契約ニ於テ補償スベ
キ総金額及一相当補償限度ヲ定メ其ノ範圍内
ニ於テ損失ノ補償ヲ為スモノニシテ總テノ損失ヲ補
償スルモノニアラズ

(五)

(問) 前問ニ對シ故意ニ製絲業者ニ對スル融通資
金ノ融通ヲ為シタル場合ハ如何ナ
ルヤ

法ニ於テハ製絲業者ノ振出しタ
ラシムルヲ以テ銀行ガカ、

ル貸出ヲ為スガ如キコト無カルベキモ若シアリトセ
バ補償契約ノ本旨ニ及スル貸出ナルヲ以テ当然ニ
其ノ貸出ニ付テハ損失ノ補償ヲ受ケ得ザルモノナ
リ

(六)

(問) 産業組合中央金庫ヲ銀行ト看做シタル理由如何
(答) 製絲業ニ於テハ産業組合ニ於テ之ヲ經營スルモノ勘カ
ラズシテ現在既ニ生絲總産額ノ約一割ヲ生産ス
ルノ状況ナルガ之等組合ハ通常ノ金融ニ於テ中

(答) 政府ハ銀行トノ損失補償契約ニ於テ補償スベ
キ総金額及一相当補償限度ヲ定メ其ノ範圍内
ニ於テ損失ノ補償ヲ為スモノニシテ總テノ損失ヲ補
償スルモノニアラス

(五)

(可) 銀行ガ同屋ニ對シ故意ニ製絲業者ニ對スル融通資
金ニア
ドル資金ノ融通ヲ為シタル場合ハ如何ナ
ル取扱ヲナスヤ

(答) 同屋ニ對スル金 出ニ於テハ製絲業者ノ振出しタ
ノ引ノ方法ニ、ラシムルヲ以テ銀行ガカ、

ル貸出ヲ為スガ如キコト無カルベキモ若シアリトセ
バ補償契約ノ本旨ニ及スル貸出ナルヲ以テ当然ニ
其ノ貸出ニ付テハ損失ノ補償ヲ受ケ得ザルモノナ
リ

(六)

(問) 産業組合中央金庫ヲ銀行ト看做シタル理由如何
(答) 製絲業ニ於テハ産業組合ニ於テ之ヲ經營スルモノ勸カ
ラズシテ現在既ニ生絲總産額ノ約一割ヲ生産ス
ルノ状況ナルガ之等組合ハ通常ノ金融ニ於テ中

原本不良

中央金庫ヲ利用スルモノ尠カラザルヲ以テ中央
金庫ニ對シテモ損失補償ヲ為シ得ルコトトシ
テ之等組合ニ對スル特別融通ヲ為サシムル
ノ必要アリト認メタル故ナリ

(七)

(問) 銀行ガ政府ト補償契約ヲ為シタルニ拘ラズ償出
ニ應ゼザルガ如キ虞ナキヤ

(答) 銀行ハ政府ヨリ損失ノ補償ヲ受ケ得ルノミナラス
特別融通ノ條件モ政府ニ於テ適當ニ之ヲ定ムベ
キヲ以テ特ニ危険ヲ負担スルモノニアラス從ッテ

償出ニ應ゼザルガ如キ虞甚カルベシ然リト雖モ
此ノ莫ニ付テハ政府ニ於テモ補償契約中ニ銀
行ハ正当ノ事由ナクシテ資金融通ノ請求ニ應
ビザルコトヲ得ザル旨及之ニ關スル罰則等適當
ナル特約ヲ為シテカ、ル事態ノ生ズルヲ予防ス
ル方針ナリ

十、担保及倉庫ニ関スル事項

(一)

(問) 資金ノ融通ヲ生絲ヲ担保トスルモノニ限リタル理由如何

(答) 本法案ハ製絲業者ニ對スル金融ヲ潤澤内滑ナラシメテ市場

ニ於ケル生絲ノ實際供給数量ヲ調節スルニ依リテ絲價ノ低落ヲ防止セムトスルモノニシテ比ノ為ニハ担保ヲ生絲ニ限ルハ最モ適切ナル方法ナルヲ以テナリ、即チ担保トシテ提供スルニ依リテ生絲ハ實際市場ヨリ隔離保管セラル、コトトナルノミナラス一面ニ於テ資力乏シキ製絲業者ガ生絲以外

ノ担保ヲ要求セラレテ之が提供ニ苦シムか如キコトナカラ
シメ以テ金融ノ円滑ヲ期シ得レバナリ

(二)

(問) 担保タル生絲ハ如何ナル生絲ニテモ差支ナキヤ

(答) 本邦產生絲ノ大部分が海外ニ輸出セラル、現況ナルニ鑑ミ

輸出向生絲ニ付絲價安定ヲ図ルヲ以テ足ルガ故ニ本法案ニ
於テハ大体輸出向生絲ノミヲ對象トシ横浜神戸兩輸出港ニ
出荷セラレタル生絲ノミヲ担保トシテ認メシムル方針ナリ
而シテ担保生絲ノ品質量目ニ関スル問題ハ銀行倒ノ意向ヲ
參酌シテ適當ニ決定セムトス

(問) 生絲一捆ノ担保價格ハ如何ナル程度ニ定ムル見込ナリヤ

(答) 生絲一捆ノ担保價格即チ生絲担保ノ一捆當質付額ヲ如何ニ

定ムルカハ其ノ時ノ情勢ニ應ジ蚕絲業ノ基礎ノ危殆ニ瀕ス
ルヲ防止スル為ニハ絲價ヲ如何ナル程度ニ維持スベキヤノ
問題ニシテ本業ニ依ル絲價安定策ノ根本問題ナリ、而シテ本
件ノ決定ハ蚕絲業ノ全般ニ極メテ微妙ナル關係ヲ有スル曠
ル複雑ナル問題ナルヲ以テ絲價委員會ニ於テ内外ノ一般物
價ノ趨勢、為替關係、生絲ノ需給狀況、産繭狀況、製絲業

ノ經營狀態等諸般ノ具體的事情ニ付眞重考慮シテ斯業ノ基礎ノ危殆ニ陥ルヲ防止シ得ベキ適當ナル價格ヲ決定セムトスルモノニシテ予メ其ノ標準ヲ明ニスルコト困難ナリ

(四)

(問) 担保生絲ニ付テハ其ノ格ニ依リテ担保價格ヲ異ニスルハ當然ニシテ且ツ壁方針ナリヤ

(答) 生絲ノ格ニ依リテ担保價格ヲ異ニスルハ當然ニシテ且ツ壁マシキコトナルモ現在ニ於テハホテ生絲格付方法確立セザルヲ以テ差シ當リハカ、ル取扱ヲ為サシムルコト困難ナリ而シテ格差ハ認めサルモ本法案ノ運用上其ノ效果ニ支障ヲ

生ズルコト無シ

(五)

(問) 担保生絲ノ處分ニ付銀行ヲシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケシムル理由如何

(答) 担保生絲ノ處分ヲ各銀行ノ自由ニ放任スルトキハ右處分生絲が一時ニ多量ニ市場ニ現レテ市況ヲ悪化セシムル等絲價安定ノ目的ヲ阻碍スルノ虞大ナルヲ以テ政府ハ各銀行ヨリノ申請ニ基キ市場ノ需給狀況等ニ鑑ミテ絲價ノ安定ヲ害スルコト無キ様適當ニ其ノ處分ヲ統制スルノ要アレバナリ

(六)

(問)

担保生絲ノ處分ハ如何ナル方法ニ依ラシムルヤ

(答)

担保生絲ノ處分ニ付テハ貸付ノ際予メ銀行ト債務者トノ間ニ於テ債務不履行ノ場合ニ於テハ銀行ニ於テ適宜担保物ヲ處分シテ之ニ要シタル諸費用ヲ控除シテ弁済ニ充當シ得ル旨ノ特約ヲ為サシメ具体的ナル處分方法ハ當該時期ニ於テ生絲價ノ安定ヲ全フスル為ニ最モ適當トスル方法ニ依ラシムベク其ノ決定ニ関シテハ生絲價委員會ヲシテ調査審議セシムル方針ナリ

(七)

(問)

政府ハ如何ナル標準ニ依リテ倉庫ノ指定ヲ為ス方針ナリヤ

(答)

本法案ハ輸出向生絲ヲ對象トスルモノナルヲ以テ倉庫ハ大体横浜神戸西輸出港ニ所在シ生絲ノ保管ニ便利ニシテ確實ナルモノヲ指定スル方針ナリ

(問)

本法案ノ生絲安定策實行ノ場合ニハ凡ソ十五萬捆ノ程度迄

生絲ハ倉庫ニ保管セラル、コト、ナルモ現在ノ倉庫ノ保管能力ニテハ不足スルコトナキヤ

(答) 横浜及神戸西市場ニ於ケル生絲保管ニ適スル倉庫ノ能力ハ
合計約五十萬梱ナルヲ以テ非常時ノ保管ニ支障ヲ生ズルガ
如キ虞ナシ

十一、損失補償ニ関スル事項

(一)

(問) 政府ト銀行トノ間ニ締結セラル、損失補償契約ハ如何ナル
内容ヲ有スルモノナリヤ

(答) 政府ト銀行トノ間ノ損失補償契約ノ主ナル内容ハ(イ)損失補
償ヲ為スヘキ総金額(ロ)一梱当ノ補償スベキ金額限度(ハ)特別
融通ノ條件ナリ

(二)

(問) 補償金総額ヲ三十万円ト為シタル根據如何

(答)

非常時に際シ絲價安定ノ為之ヲ担保トシテ潤沢ナル金融ヲ
與フルコトヲ要スヘキ生絲ノ數量ハ當時ニ於ケル生絲ノ需
給狀況其ノ他ノ一般經濟事情ニ依リ自ラ異ルベシト雖過去
ノ事例ニ徴スルモ大体十五万梱見当トスルヲ適當ト認め此
此ノ非常算付ニ因リ銀行ノ蒙ルコトアルベキ損失ヲ一梱当
ニ百円ト見込ミ實際ニ於テハ算付ヲ為セル生絲全部ニ付損
失ヲ蒙ルガ如キコト無カラシモ銀行ヲシテ躊躇スルコトナ
ク円滑ナル算付ヲ行ハシムル為ニハ算付ノ全部ニ付損失ア
リトスルモ之ヲ補償シ得ルノ制度トスルヲ適當トスベク且
ツ補償金額ノ如何ハ市場ノ人氣ニモ影響スル所大ナルベキ

ヲ以テ旁々補償金額ハニ百円ノ十五万梱分三千万円ト為シ
タリ

(三)

(同)

一梱当ノ補償金額ハ如何ナル標準ニ依リ決定スルヤ

(答)

政府が損失補償ヲ為ス主タル所以ハ要スルニ銀行ヲシテ其
ノ通常業務ノ立場ニ於テ生絲一梱ヲ担保トシテ算付ケ得ベ
キ金額以上ノ金額ヲ融通セシムトスル莫ニ存スルモノナ
ルヲ以テ一梱当ノ補償金額ハ大体右兩者ノ差額ノ程度ニ於
テ決定セラルベキモノナリ尚具體的ニハ絲價委員會ニ於テ

諸般ノ事情ニ鑑ミ調査審議スルモノトス

(四)

(問)

担保生絲ヲ處分シ債務ノ弁済ニ充當シタル後ノ不足分全部ヲ損失トシテ補償スルモノナリヤ

(答)

担保物処分後ノ弁済不足額ハ之ヲ損失ト見ルモ實際ノ補償ハ右ノ不足分ニ付補償契約ニ定ムル一相当補償金額ノ範囲ニ於テ之ヲ行フモノナリ即チ不足分が一相当補償金額ヲ超過スル場合ニ於テハ銀行ハ其ノ超過額ニ付テハ補償ヲ受ケ得ザルモノナリ

(五)

(問)

補償額ノ決定ヲ絲價委員会ニ於テ為ササル理由如何

(答)

絲價委員会ハ政府ガ損失補償契約ヲ為スニ付必要ナル事項ヲ調査審議スル機関ナルヲ以テ補償金額ノ決定ノ如キ右契約ニ基キテ生ズル問題ハ別個ノ機関ヲシテ厳正公平ニ調査審議スルヲ適當ト認メタルガ為ナリ

十二、補償後ノ債權及其ノ取立ニ関スル事項

(一)

(問) 政府ガ損失補償ヲ為シタルトキ之ニ相当スル銀行ノ製絲業者其ノ他ノ者ニ対スル債權ハ政府ニ帰屬スルモノナリヤ

(答) 銀行ノ債權ハ政府ヨリ損失ノ補償ヲ受ケタル後ニ於テモ依然トシテ銀行ニ於テ之ヲ保有シ之ガ取立ヲ為シ取立金ハ之ヲ政府ニ納入セシムルモノトス

(二)

(問) 政府が銀行ニ対シテ補償ヲ為シタルトキハ
製絲業者其ノ他ノ者ノ銀行ニ対スル債務ハ
消滅スルモノナリヤ

(答) 政府が銀行ニ対シテ損失補償ヲ為スト雖モ製
絲業者其ノ他ノ者ノ債務ハ依然トシテ存続
スルモノニシテ銀行ハ政府ノ監督ノ下ニ之ガ
取立ヲ勵行シ補償金ニ相当スル取立金ハ之
ヲ政府ニ納入セシムルモノナリ

(三)

(問) 補償後ニ於ケル銀行ノ債權取立ニ関シ政府ハ
之ヲ銀行ノ自由裁量ニ委スル方針ナリヤ

(答) 銀行ノ債權取立ニ関シ政府ハ嚴正ナル監
督ヲ行ヒ製絲業者等ノ事業經營上ニ著
シキ支障ヲ生ゼシメザル範圍ニ於テ其ノ
取立ヲ勵行セシムル方針ナリ

(四)

(問) 補償後ニ於ケル銀行ノ債權取立ハ如何ナル程
度ニ於テ行ハシムル見込ナリヤ

(答) 補償後ニ於ケル銀行ノ債權取立ハ債務者ノ事業経営ニ著シキ支障ヲ與ヘザル範圍ニ於テ適當ニ之ヲ行ハシムル方針ニシテ之ニ関スル具体的ノ方法及程度ニ付テハ銀行ノ意見ヲ參酌シ補償審査会ノ調査審議ヲ經テ決定スルモノトス

(五)

(問) 第九條第一項ノ規定(銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ生絲ハ同屋其ノ他生絲ノ製造又ハ加工ヲ為ス者ヲシテ其ノ取扱ニ係ル生絲ノ款

賣代金中ヨリ前項ノ債權ノ取立ヲ為シシムルコトヲ得)ヲ設ケタル理由如何

(答) 本案ノ如キ國民一般ノ負担タルベキ損失補償制度ニ於テハ取立ニ付テハ特ニ嚴正ニ之ヲ勵行スルノ要アルハ言ヲ俟タズ而シテ製絲業者ニ對スル債權ニ付テハ其ノ取賣ヲ委託セル生絲ノ代金中ヨリ受託者ヲシテ之ヲ取立テシムルヲ最モ確實ナル方法ト認メタルヲ以テ本規定ヲ設ケ銀行が取賣受託者ヲ

シテ取立ヲ為サシメ得ル途ヲ開キ受託者ハ
之ヲ拒ムコトヲ得ザルモノトセルモノナリ尚
其ノ取立ニ対シテハ一定ノ手数料ヲ交付セ
シムル方針ナリ

(六)

(問) 問屋ハ製絲業者ノ承諾ノ有無ニ関セズ受託
生絲ノ販賣代金中ヨリ銀行債権ノ取立ヲ
為シ得ルモノナリヤ

(答) 右取立ニ関シテハ製絲業者ノ承諾ヲ要スル
コト勿論ナルヲ以テ此ノ矣ニ付テハ銀行が特

別取立ヲ為スニ当リ予メ製絲業者ヲシテ銀
行ニ於テ右ノ如キ取立方法ヲ採ルモ異議ナキ
旨ノ特約ヲ為サシムルコトトセリ

(七)

(問) 問屋ヲシテ債権取立ヲ為サシムル場合銀行又
ハ政府ハ問屋ニ對シテ報酬ヲ與フルモノナ
リヤ

(答) 銀行ヲシテ手数料ヲ交付セシメ右手手数料
支出額ハ政府へ納付スベキ金額中ヨリ之

ヲ控除セシムル方針ナリ

(ハ)

(問) 第九條第一項ハ問屋ノ有スル既存債權ニ優先シテ取立ヲ為サシメ得ルノ規定ナリヤ

(答) 優先的ニ取立ヲ為サシメ得ル趣旨ノ規定ニアラス唯問屋等生絲販賣ノ受託者ヲシテ其ノ販賣代金中ヨリ取立セシムルヲ最モ確實ナル方法ト認メタルヲ以テ之ガ勵行ヲ期スル為特ニ法律ヲ以テ之等受託者ニ對シテ右取立義務ヲ負擔セシメタル次第ナリ

(昭和四年一月)

帝國蠶絲組合ノ資産(出資金積立)状況

蠶絲局

社団法人帝國蚕絲組合ノ資産状況

帝國蚕絲組合ノ資産額ハ社員ノ出資金及其ノ利息金トノ
 合計ヨリ組合経費（經常、臨時）ヲ控除シタル残額ニ相当
 スルモノナリ

一、設立以來現在迄十三年間ニ於ケル状況
 (1) 出資社員増加ノ状況

年度 (自四月一日 至三月三十一日)	社員数	出資金 千圓	利息金 千圓
大正八年	一五八	一三六	二二
大正九年	二七〇	三四七	二三
大正十年	二〇二	六八一	二一
大正十一年	二七一	六五〇	二一
大正十二年	六五八	六三七	二一
大正十三年	六四八	六二七	二一

大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年(十月末)
六三四	一三一	一七一六	一八八四
六一三	一七三	一六八四	一八四二
二一	三九	四二	四二

備考

昭和三年製絲家社員数一八四二八全國製絲家統
 数約二、七〇〇ニ對シ約六割八分ニ當リ、同産社
 員数四二八横神一港同産社数約五〇ニ對シ
 約八割二分ニ當ル

(四)

資産増加ノ状況(通常出資関係ノ三)

年 度	資 産 額	各 年 増 加 額	備 考
大正八年	一一四、五四三		
大正九年	一八三、九八六	六九、四四三	

大正十年	四五五、五〇七	二七一、五二一	此間一割三十銭ノ割 十一月以後一割一月ノ割
大正十一年	五、八六〇	一一三、〇九四	
大正十二年	五九七、七七二	三、一七一	
大正十三年	六三三、七九七	三六、〇二五	
大正十四年	六七三、七五四	三九、九五七	
大正十五年	八九二、七八〇	二一九、〇二六	
昭和二年	一、八一七、三七五	九二四、五九五	
昭和三年(三月末)	二、六〇〇、二五四	七八二、八七九	

二、将来ノ資産増加見込 (昭和十八年迄十五年計算)

帝國蚕絲組合資産ハ昭和三年十二月末迄ハ生絲一捆(九貫匁)又ハ之ニ相当スル金額ニ付三十匁又ハ一月十匁ノ割合ニ依ル所謂通常出資金ヲ本体トセルモノナルカ
 昭和四年一月一日以降ハ通常出資金ノ外新規ニ生絲十

行ニ付二十五日ノ割合ニ依ル特別出資金ヲ積立ソルコトトナレルヲ以テ此ノ通常及特別出資金ニ付左記ノ計算方法ニ依リ推定スルトキハ今後十五ヶ年ニ於テ組合資産額ハ左記ノ如ク累増スルモノト認メラル

計算方法

- (一) 出資金計算ノ基礎タル生絲輸出数量ヲ平均一ヶ年百万梱一五千六百二十五万斤ト見込ミ其ノ中四千万梱ヲ上半期ニ六千万梱ヲ下半期ニ輸出スルモノトシ
- (二) 利息八半五分ノ率ヲ以テ每半期複利ノ計算トシ
- (三) 組合經常費一ヶ年額ヲ平均五千日トシ之ヲ各年下期通常出資金ヨリ控除ス
- (四) 組合ハ帝國蚕絲株式会社株主ニ對シ同社株金未拂込金三百七十五万日ノ立替債務ヲ有スル外帝國蚕

絲倉庫株式会社ノ株主トシテ未拂込株金九万八千七百日ノ拂込債務ヲ負担シ此レ等ノ債務ハ之ヲ組合資産中ヨリ控除シテ考フルヲ確實トスルヲ以テ後者債務額ヲ先ソ昭和三年十二月末組合資産百三十一万七千三百五十四日ヨリ控除シ一殘額百二十一万八千六百五十四日(前者債務ハ之ヲ昭和六年上期末通常出資金(元利四百十四万三千四百八十六日)ヨリ控除ス

※昭和三年末資産額トシテハ二百六十万二千五百五十四日ナルモ此ノ中ニ帝國蚕糸株式会社第一回拂込(四分ノ一)株金ノ立替貸金百二十五万日及帝國蚕絲倉庫株式会社第一回拂込(四分ノ一)株金三万二千九百日ヲ含メルヲ以テ此所ニハ将来使用シ得ヘキコトノ確實ナルモノノミヲ掲クル趣旨ヲ以テ之ヲ控除セリ

5 合		4 合		3 合		2 合		1 昭和四年	
八年		七年		六年		五年		下期末	上期末
下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末
七、八五七、九二六	六、八四三、〇九九	六、一三七、四一四	五、一五四、七九四	四、四八〇、二八七	三、五四七、八四一	二、九一二、五二八	二、〇一八、三二〇	一、四二〇、三一二	五六二、五〇〇
三、四三六、一八二	二、七一三、三四八	二、〇一七、九〇一	一、五二四、七八一	一、〇五八、五二二	三、九三、四八六	三、六一三、一五七	二、八八六、〇〇七	二、三八六、三四八	一、六八九、一二〇
一一、二九四、一〇八	九、五五六、四四七	八、三四五、三一五	六、六七九、五七五	五、五二八、六一〇	三、九四一、三二七	六、五二五、六八五	四、九〇四、三二七	三、八〇六、六六〇	二、二五一、六二〇
									特別出資金計算
									通常出資金計算
									合 計

組合資産類累加表

15 令 十八年		14 令 十七年		13 昭 和 十六年	
下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末
三〇、七九二、八六三	二九、二一八、六四六	二七、九五七、二一六	二六、四五二、一六二	二五、二五八、二〇七	二三、八一八、九八三
一九、五九九、七三八	一八、四八二、六七二	一七、六〇二、六〇七	一六、五一八、一三五	一五、六八五、九八五	一四、一六四、三七五
五〇、三九二、六〇一	四七、七〇一、三一八	四五、五五九、八二三	四二、九七〇、二九七	四〇、九四四、一九二	三八、四八三、三五八

12 令 十五年		11 令 十四年		10 令 十三年		9 令 十二年		8 令 十一年		7 令 十年		6 昭 和 九年	
下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末	下期末	上期末
二二、六八九、二五二	二一、三一三、六八五	二〇、二四四、〇八三	一八、九二七、一五四	一七、九一六、七三六	一六、六五六、五七二	一五、七〇一、五三四	一四、四九五、三九九	一三、五九三、〇七二	一二、四三八、三六三	一一、五八六、二〇八	一〇、四八〇、四四七	九、六七六、〇四六	八、六一六、八七四
一三、八七七、四三九	一二、八九九、九四一	一一、一五六、〇四〇	一〇、二二〇、五二七	一〇、五一七、五八六	九、六二二、〇三五	八、九五八、〇八三	八、一〇〇、五六九	七、四七三、七二五	六、六五二、四一五	六、〇六〇、八九三	五、二七四、〇四二	四、七一六、一三八	三、九六二、〇八六
三六、五六六、六九一	三四、二一二、六二六	三二、四〇〇、一二三	三〇、一四七、六八一	二八、四三四、三二二	二六、二七八、六〇七	二四、六五九、六一七	二二、五九五、九六八	二一、〇六六、七九七	一九、〇九〇、七七八	一七、六四七、一〇一	一五、七五四、四八九	一四、三九二、一八四	一二、五七八、九六〇